

第3次大野市 男女共同参画プラン

令和3年3月

福井県大野市

※機構改革により一部修正（令和3年4月1日）

はじめに

本市は、平成13年に「大野市男女共同参画プラン」を策定し、平成18年に「大野市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成23年には第2次プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を展開してまいりました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識による社会慣習やしきたりが未だに根付いていることをはじめ、政策・方針過程への参画に女性が少ない事や家事の分担をめぐる男女間の認識の違いがあるなど課題が残されています。

このため、引き続き職場や学校、地域などにおいて、男女共同参画の視点に立った意識の浸透や環境の整備が求められます。

国においては、平成11年の男女共同参画社会基本法の施行から今日まで、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の改正、女性活躍推進法の施行など、働く女性を取り巻く環境が整備されてきている中で、令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

こうした状況を踏まえ、本市において、女性の労働環境づくりや男女がともに担う育児と介護の環境整備など、さらなる取り組みを進めるために「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現を目指し、本プランの推進によって、第六次大野市総合計画の基本目標の一つ「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」となるよう取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案をいただきました大野市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、御協力賜りました市民や事業所の皆様に心より感謝申し上げます。



令和3年3月

大野市長

石山志保

目次

第1章 プラン策定にあたって

1	プランの趣旨	1
2	プランの基本目標	1
3	プランの位置付け	2
4	プランの期間	3

第2章 男女共同参画社会の実現に向けた動きと本市の現状と課題

1	男女共同参画社会の実現に向けた動き	4
2	本市の現状と課題	4

第3章 プランの内容

1	プランの体系	11
2	施策の展開	
	基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり	12
	重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大	12
	重点施策 2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	15
	基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり	17
	重点施策 1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	17
	重点施策 2 安全に暮らせる地域づくり	18
	基本目標 III 差別のない社会環境づくり	20
	重点施策 1 性別役割分担意識の払拭	20

第4章 プランの推進と数値目標

1	推進体制	22
2	市民や事業者などとの連携	22
3	プランの進行管理	22
4	指標や数値目標の設定	22
5	数値目標・モニタリング指標	23

参考資料

1	男女共同参画社会に向けての男性市民アンケートの結果	26
2	女性の就業意識アンケートの結果	30
3	プラン策定の経過	38
4	大野市男女共同参画推進委員会委員名簿	37
5	男女共同参画プラン体系表	37
6	男女共同参画社会基本法	42
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	47
8	大野市男女共同参画参画推進条例	57
9	大野市男女共同参画推進委員会設置要綱	61

第1章 プランの策定にあたって

1 プランの趣旨

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置付けられました。

本市では、平成13年3月に「大野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを開始しました。平成23年3月には「第2次大野市男女共同参画プラン」、平成29年2月には「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包含した「第2次大野市男女共同参画プラン改訂版」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

第2次プランの計画期間が令和2年度で終了するため、第2次プランの達成状況やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、人口減少が進む社会の中で女性が積極的に参画できる社会を実現するため「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの基本目標

本プランは、男女共同参画社会の実現を目指して、大野市男女共同参画推進条例第3条の基本理念を踏まえ、三つの基本目標を掲げます。

- (1) みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり
- (2) だれもが生き生きと暮らせる地域づくり
- (3) 差別のない社会環境づくり

大野市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

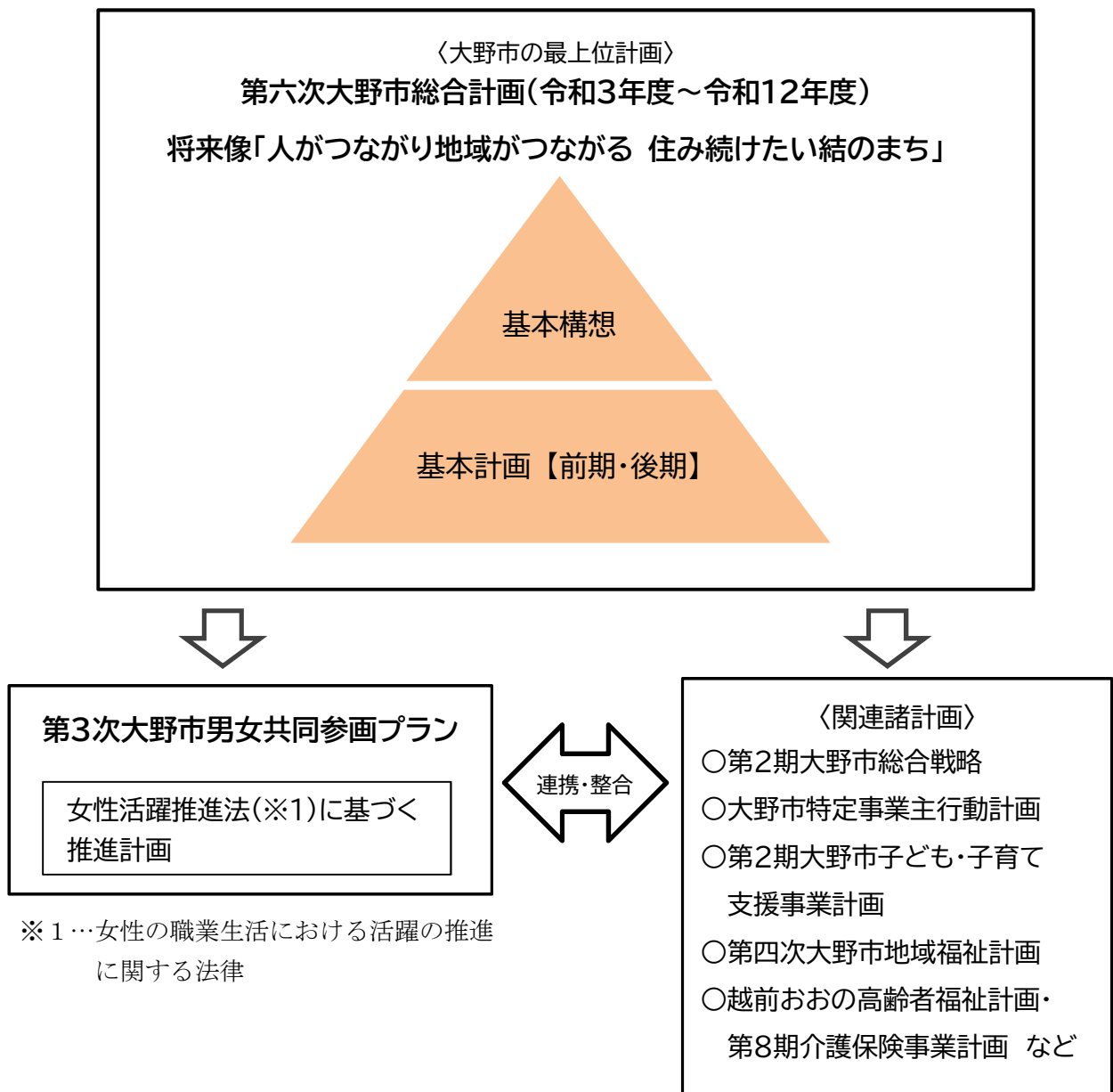
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が共に活動するあらゆる機会において、互いに等しく責任を担わなければならないこと。

3 プランの位置付け

本プランは、大野市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画であり、かつ、「第六次大野市総合計画」や関連諸計画との整合性を図った計画です。第六次大野市総合計画前期基本計画では、地域づくり分野の基本目標「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」において「男女共同参画社会の推進」を掲げています。

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

本プランの「基本目標Ⅰ みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり 重点施策1 あらゆる分野における女性の参画拡大」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。



大野市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

男女共同参画社会基本法より抜粋

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(都道府県推進計画等)

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 プランの期間

本プランの推進期間は、令和3年度(2021年度)から12年度(2030年度)までの10年間とします。

ただし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画社会の実現に向けた動きと本市の現状と課題

1 男女共同参画社会の実現に向けた動き

(1) 世界の動き

平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから構成された「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。17の目標の中には「目標5. ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、「目標3. すべての人に健康と福祉を」、「目標10. 人や国の不平等をなくそう」など、本プランに関係が深い目標が盛り込まれています。

このような中、国際社会における諸外国の男女共同参画の推進のスピードは速く、例えば、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本は153か国中121位となっています。グローバル化が進む中、ジェンダー（※2）平等への取り組みは、世界的な人材獲得など、日本経済の成長力にも関わるため、男女共同参画に強力に取り組む必要があります。

本プランではSDGsのうち、関連する1・3・4・5・8・10・16の達成に貢献し、SDGsの掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



※2…「女らしさ」「男らしさ」や「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に形成された性別のこと。

(2) 国や県の動き

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。

また、令和2年11月に国の諮問機関である男女共同参画会議が、内閣総理大臣に答申した「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」に基づき、同年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

福井県においては、平成29年3月に策定された「第3次福井県男女共同参画計画」や、令和2年7月に策定された「福井県長期ビジョン」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、施策が推進されています。

2 本市の現状と課題

(1) 人口の状況

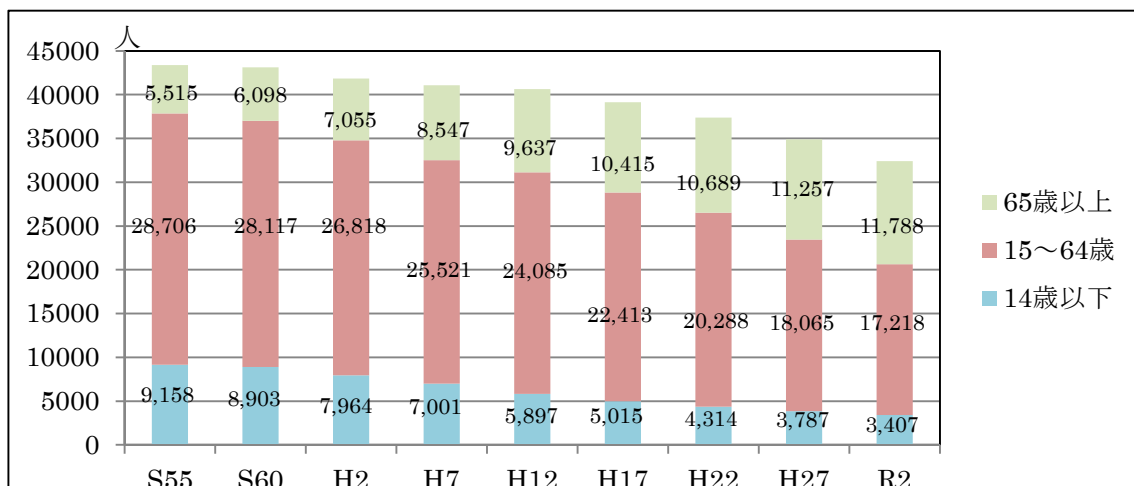
国は、少子化に歯止めをかけ、地方を創生し、人口減少と地域経済の縮小を克服することを目指しています。

本市においても、人口減少や少子化・高齢化問題は重要な課題と認識しており、議会

をはじめ、産、官、学、金融機関、労働団体、メディア、女性、若者、高齢者など各界各層の方々との連携の下、平成27年10月に「大野市人口ビジョン・大野市総合戦略」を策定し、さまざまな観点から施策に取り組んできました。

そして、これまでの取り組みによる成果と課題をもとに「大野市人口ビジョン（令和2年度改訂版）・第2期大野市総合戦略」を令和3年2月に策定し、さらなる人口減少対策や地方創生に戦略的に取り組んでいきます。

図1 大野市の年齢3区分別人口の推移【0～14歳、15歳～64歳、65歳以上】
（昭和55年～平成27年：国勢調査、令和2年：住民基本台帳）



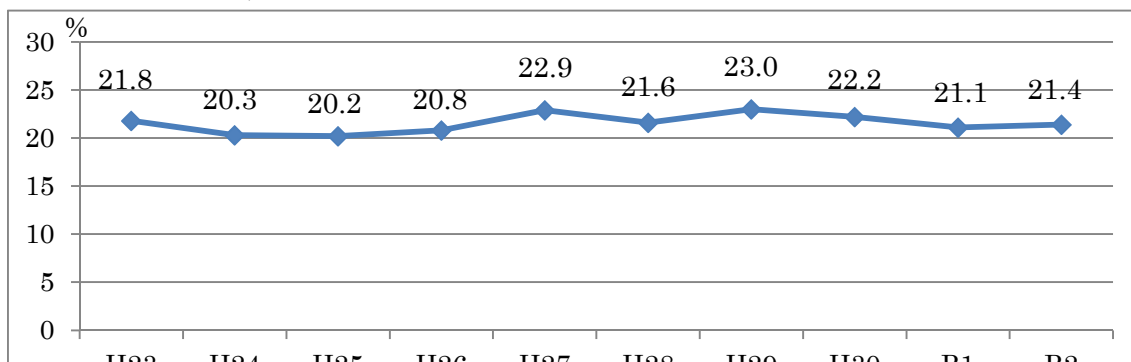
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画

本市の管理職に占める女性の割合は、令和2年4月1日時点で15.6%となっており、第2次プランの目標値である15%を達成しています。

一方、市の政策及び事業評価などに対する意見や提案を行う審議会などの女性委員の参画率は、令和2年4月1日現在の実績が21.4%であり、第2次プランの数値目標である30%には達していません。（図2参照）

あらゆる分野において女性の参画を拡大していくうえで、市の政策・方針決定過程に女性が参画することは、極めて重要であるため、参画拡大に向けて引き続き取り組む必要があります。

図2 大野市の審議会などにおける女性委員の参画率推移



(3) 女性の就労とワーク・ライフ・バランス

本市の女性の年齢階級別労働力人口の割合は、全国と比較すると高い水準にあり、結婚・出産期の年代である30代においても高い労働力を維持しています。平成27年国勢調査をみると、本市の女性の労働力は、25歳～29歳が85.6%であり、30歳～34歳で83.6%と若干減少しているものの、35歳～39歳は87.1%、また40歳～44歳は90.8%と非常に高い労働力を示しています。全国の数値と本市の数値を、30歳から44歳までの出産・子育て期の期間において比較すると、本市の女性労働力の数値が約20ポイント高くなっています。(図3参照)

福井県は全国と比較して夫婦の共働き率が高く、本市においても多くの女性が就労しています。平成27年国勢調査によると、就労している女性のうち正社員の割合は、全国が45.5%に対し、本市は56.9%と、約11ポイント高くなっています。しかしながら、男性については正社員の割合は84.5%となっており、女性の割合と比較すると約28ポイントの差があります。(図4参照)

また、被雇用者のうち、管理的職業従事者に占める女性の割合(平成27年国勢調査)は、全国平均が16.4%であるのに対し、本市は14.3%となっており、引き続き男女間格差是正に向けた取組みが必要です。(図5参照)

図3 女性の年齢階級別労働力人口の割合(平成27年国勢調査)

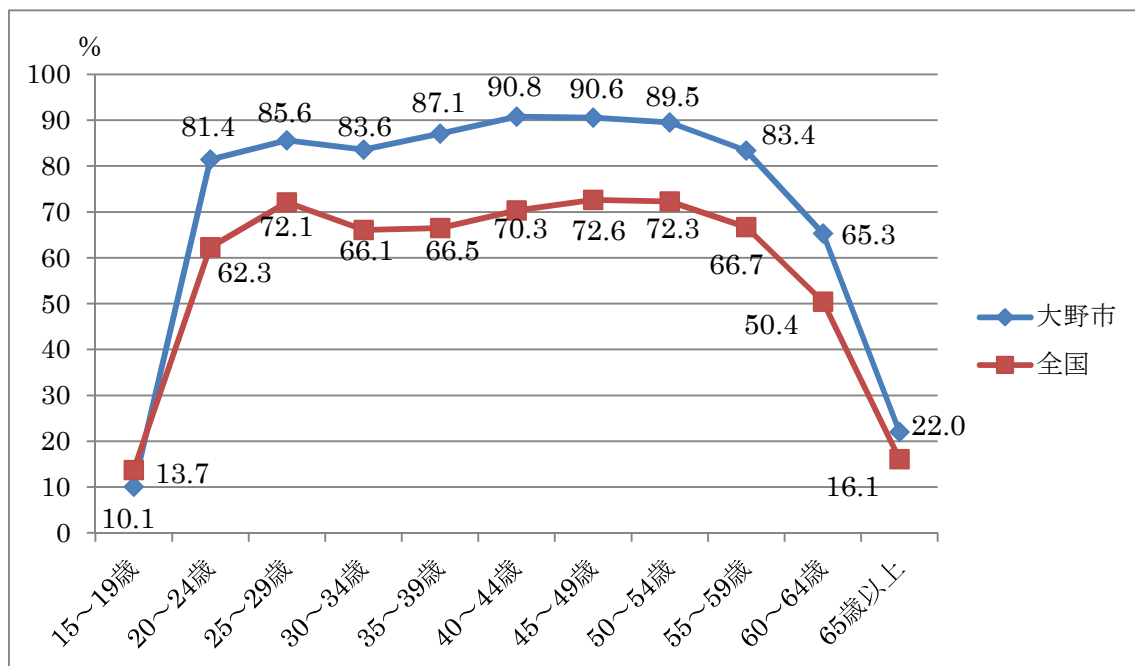


図4 男女の雇用形態（平成27年国勢調査）

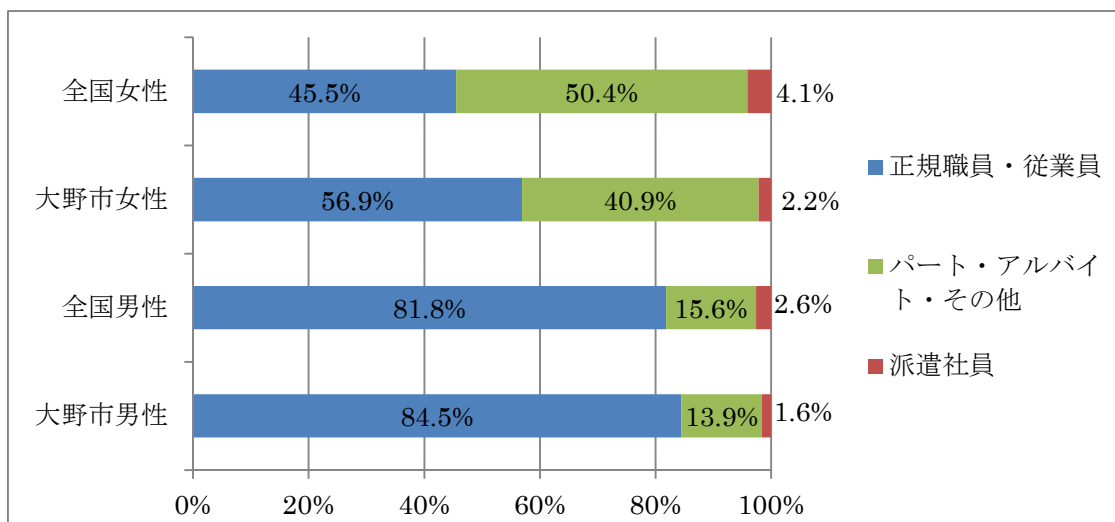
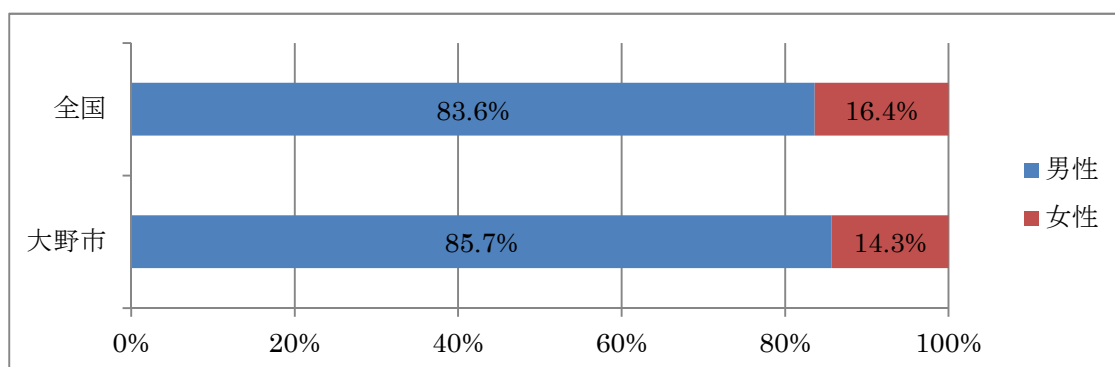


図5 管理的職業従事者の男女比率（平成27年国勢調査）



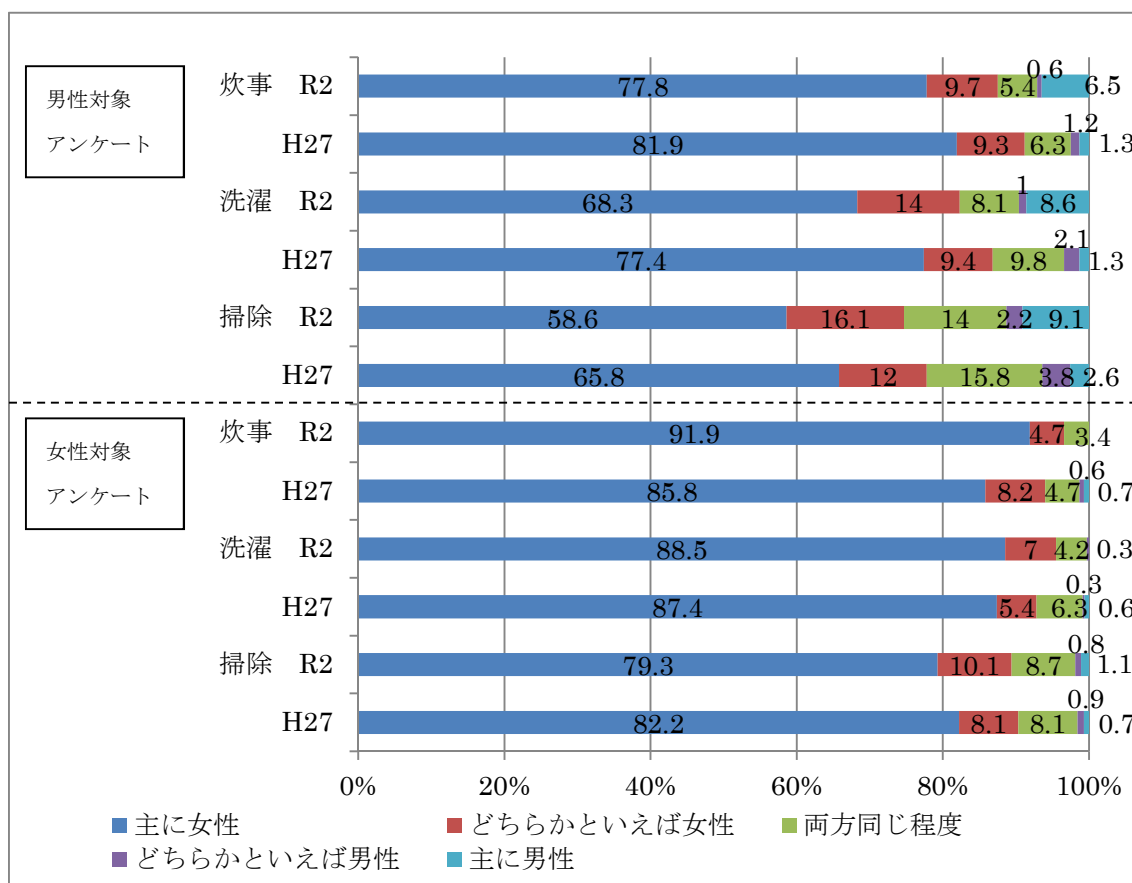
共働き世帯が多い本市において、家庭内における仕事をどちらかに偏ることなく分担し、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを保つことが、男女共同参画社会の推進にとって非常に重要です。

「男性対象アンケート」における家事の役割については、炊事は約8割、洗濯は約7割、掃除は約6割が「主に女性」と回答しているのに対し、「女性対象アンケート」では、炊事、洗濯は約9割、掃除は約8割が「主に女性」と回答しています。二つのアンケートの実施方法は異なりますが、家事の分担をめぐり、男女間の認識に違いがあることがうかがえます。(図6参照)

女性に偏っている家事の負担を解消するには、この認識の違いをお互いが理解した上で家事を分担する必要があります。

図6 アンケートの結果 (※3)

家庭における家事の役割 (炊事、洗濯、掃除はだれがしているか)

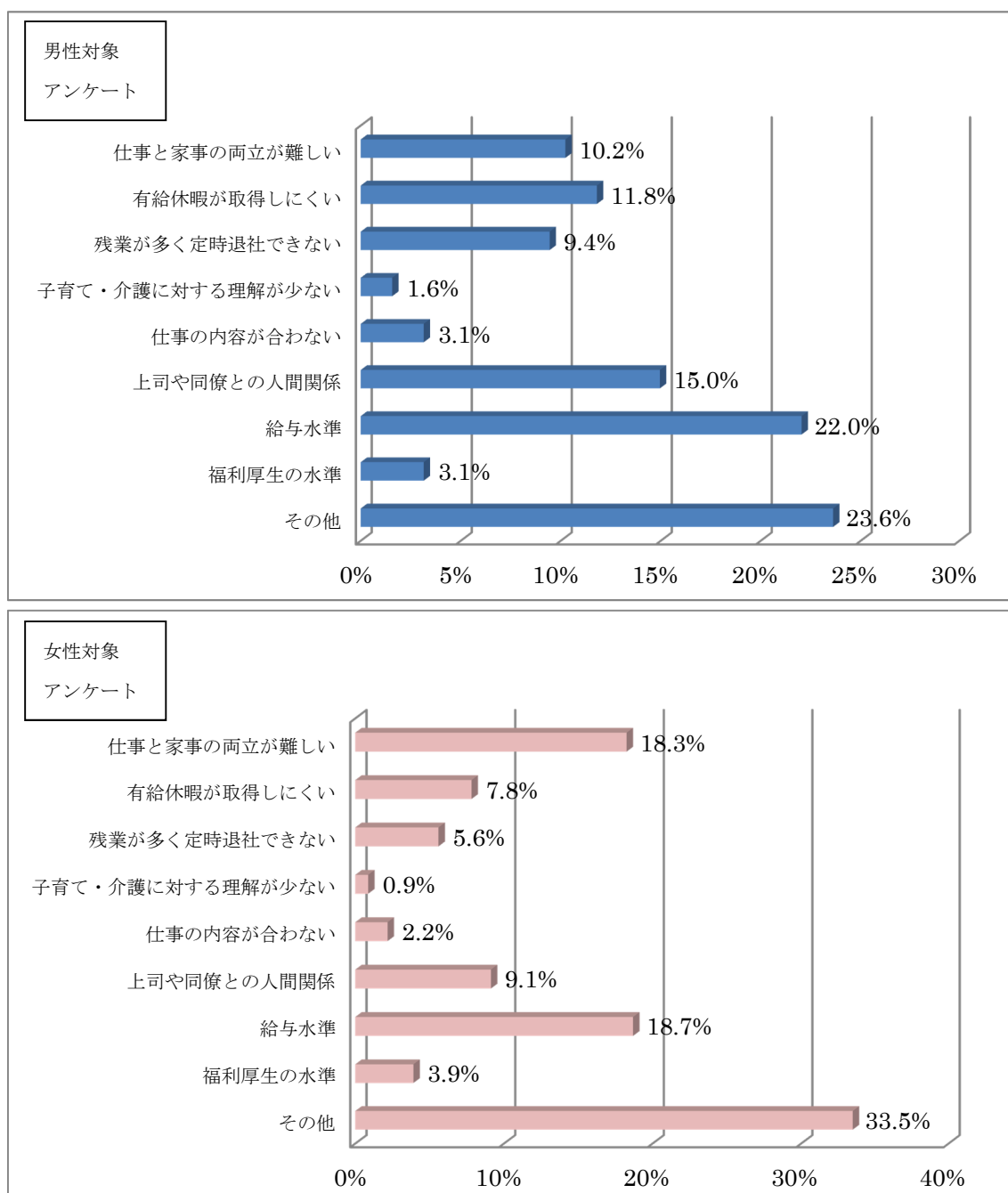


※3…平成27年のアンケート及び令和2年の男性対象アンケートは対象者を無作為で抽出し、令和2年の女性対象アンケートと実施方法が異なる。(令和2年女性対象アンケートの実施方法については30ページ参照)

仕事における悩みや不安などについては、男女とも「給与水準」の回答が最も多くありましたが、2番目に多かったのは、男性が「上司や同僚との人間関係」であったのに対して、女性は「仕事と家事の両立が難しい」という回答であり、仕事と生活のバランスが取れていないと感じる女性が、男性より多いということがうかがえます。

これらの結果から、働き方改革の推進や男性の家事への参加促進に取り組み、働く女性の家事に対する負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す必要があります。(図7参照)

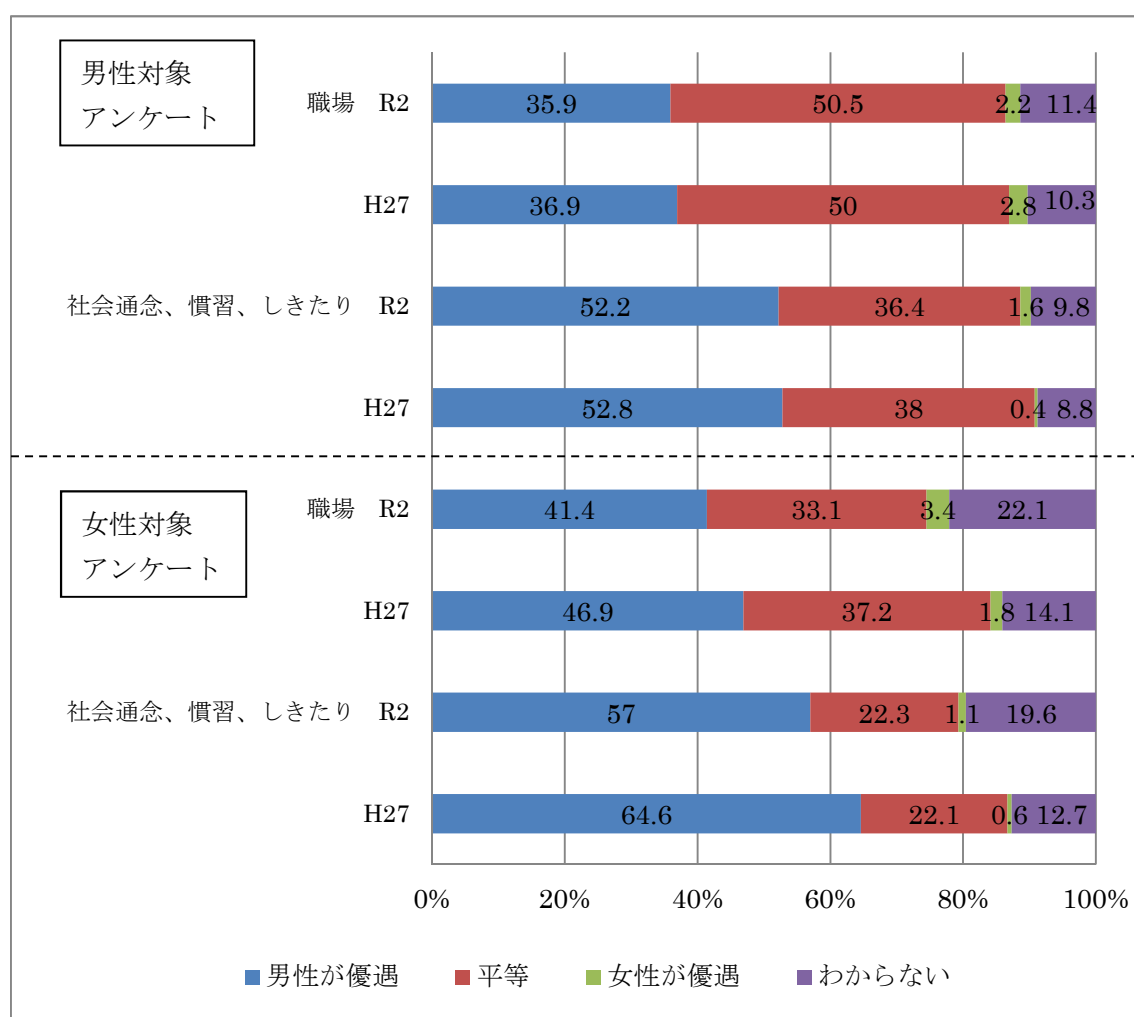
図7 アンケートの結果
仕事における悩みや不安



(4) 市民の意識

職場における男女の地位の平等感について、「男性対象アンケート」では約半数が、「女性対象アンケート」では、約33%の人が「平等」と感じていますが、社会通念、習慣、しきたりにおける男女の地位の平等感については、「男性対象アンケート」では約52%、「女性対象アンケート」では57%の人が男性が優遇されていると感じており、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在しているといえます。引き続き職場や地域、学校などにおける男女共同参画の視点に立った意識の浸透や環境の整備が求められています。(図8参照)






図8 アンケートの結果(※3)
職場、社会通念、慣習、しきたりにおける男女の地位



※3…平成27年のアンケート及び令和2年の男性対象アンケートは対象者を無作為で抽出し、令和2年の女性対象アンケートと実施方法が異なる。(令和2年女性対象アンケートの実施方法については30ページ参照)

第3章 プランの内容

1 プランの体系

基本目標	重点施策	施策の方向	SDGs目標	
I 元気な社会づくり みんなの個性が発揮され多様性に富んだ	1 あらゆる分野における女性の参画拡大 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	 5 ジェンダー平等を実現しよう	
		(2) 能力の開発・発揮の支援		
		(3) 女性の労働環境づくり		
		(4) 地方創生に必要な男女共同参画の推進		
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	 8 働きがいも経済成長も	
		(2) 男女がともに担う育児と介護の環境整備		
II づくり だれもが生き生きと暮らせる地域	1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	(1) 女性の健康支援	 1 貧困をなくそう	
		(2) 貧困による生活困難者や、高齢者、障がい者などが安心して暮らせる環境整備		
	2 安全に暮らせる地域づくり	(1) 快適で安全に暮らすための環境整備	 3 すべての人に健康と福祉を	
		(2) あらゆる暴力の根絶		
	III 社会環境づくり 差別のない	1 性別役割分担意識の払拭	(1) 男女共同参画教育の充実	 5 ジェンダー平等を実現しよう
			(2) 男女の人権尊重と啓発の展開	
		(1) 質の高い教育をみんなに	 4 質の高い教育をみんなに	
		(2) 平和と公正をすべての人に		
		 16 平和と公正をすべての人に		

2 施策の展開

基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、活力ある社会の創造にもつながります。そのため、女性の政策・方針決定過程への参画はこれからの社会づくりやまちづくりに大変重要な意味を持っています。

現在、大野市役所の女性管理職や審議会、委員会などにおける女性の割合は低い状況にあります。また、自治会の会長においても女性の割合が極めて低い状況にあることから女性自身の意欲や能力を高めるため、引き続き女性リーダーの育成に取り組みます。

また、人口減少が進行する現代社会において、働く人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりが必要です。

「女性対象アンケート」では、女性が活躍できる職場環境を作るために必要なことについて、44.7%の女性が「育児休業や介護休業などの両立支援制度の充実」と回答しており、育児や介護と仕事の両立支援制度の充実や職場の理解を深めていくことが必要と考えられます。その他に「働き方に関する制度を活用しやすい雰囲気」と回答した女性は28.0%であり、育児休業や介護休業の取得促進などの職場環境の整備や働き方改革の推進に取り組みます。

さらに、女性が仕事や家庭生活、地域生活などバランスを取って参画できるよう、保育や介護の支援を充実させ、女性の負担軽減を図ります。

重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

施策の方向 (1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

施策の内容		実施事業	担当課
市女性職員の採用及び登用の推進	計画的な人材育成や登用などの推進	○男性向けの仕事、女性向けの仕事といった固定観念にとらわれず、女性職員を多様なポストへ積極的に配置 ○企画主査や課長補佐などの各役職段階においてタレントプール(※4)を念頭においた人材育成	総務課
	女性管理職などへの登用の推進	○多様な職務機会の付与と研修の実施 ○管理職を対象にした意識改革研修の実施	総務課

※4…潜在する優秀な人材をデータベースとして管理すること。

施策の内容		実施事業	担当課
委員数などの男女均等の促進	市の審議会委員などへの積極的な女性登用の推進や女性委員ゼロの審議会などの解消	○委員の選出団体に対して、積極的な女性委員の推薦を依頼 ○女性委員のいない審議会などに対する女性登用の働きかけ ○委員公募制度の活用（女性枠確保の検討）	総務課 全部局

施策の方向（２）能力の開発・発揮の支援

施策の内容		実施事業	担当課
人材育成の推進	職場における女性リーダーの育成	○働く女性のキャリアアップなどの講座や研修の情報を広報おのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
	地域における女性リーダーの育成	○様々な分野で活躍する女性リーダーを招へいし、講座やワークショップを開催 ○女性活躍をテーマとした講演会の開催	総務課 生涯学習・文化財保護課
	研修会への参加支援や学習会開催情報の提供	○市ホームページなどへの掲載 ○公民館を活用した広報の実施	生涯学習・文化財保護課
	大野男女共同参画ネットワーク加入団体に向けた支援の継続や協働事業の実施	○大野男女共同参画ネットワーク加入団体の活動を通じた連絡と提携の強化 ○大野男女共同参画ネットワークによる市民学習会を通じた意識啓発の実施	総務課 生涯学習・文化財保護課

施策の方向（３）女性の労働環境づくり

施策の内容		実施事業	担当課
女性起業家の支援	経営共同参画のための情報の提供	○女性の経営能力向上のためのセミナー情報を広報おのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課

施策の内容		実施事業	担当課
女性起業家の支援	女性起業家の運営する事業や取組みに対する支援	○起業家・経営者支援事業の実施による店舗改修経費の支援 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した新規事業の立ち上げのサポートやフォローアップの実施	産業政策課
賃金格差の解消	男女間の賃金格差の是正の推進	○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
再就職に関する支援	新型コロナウイルス感染症拡大のような非常時の影響や子育て、介護などで離職した人に対する再就職の支援	○福井労働局や商工会議所などと連携した相談窓口の設置	産業政策課

施策の方向（４）地方創生に必要な男女共同参画の推進

施策の内容		実施事業	担当課
地域における女性活躍の推進	各団体における会長や役員などへの参画の推進	○啓発用パンフレットの配布や学習会の開催	全部局
男性の固定的役割分担意識の解消	男女共同参画社会の実現に向けた男性に対する啓発活動の強化	○イクメンやイクボスなど男性の意識改革をテーマとした講座の開催	総務課 生涯学習・文化財保護課
女性と農業の関わりの推進	女性が気軽に農業に関わることができる環境の整備	○農林産物の栽培講座や農業体験など気軽に農業に触れ合うことができる環境の整備 ○道の駅直売所や朝市などへの農林産物の出荷、越前おおの農林楽舎が実施する野菜の集荷販売事業の促進 ○農業の6次産業化の推進 ○家族経営協定の締結促進	農業林業振興課

重点施策 2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり

施策の方向 (1) 男女がともに働くための環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
労働環境の改善	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進	○働き方改革に取り組んでいる事業所の情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
	労働関連の法令遵守の推進	○労働基準法や男女雇用機会均等法などの労働関連法令の遵守に関する情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
ポジティブアクション(※5)の推進による男女格差の是正	事業所などにおける女性管理職の登用促進	○女性の登用促進に関する情報を広報おおのや市ホームページに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
男性の家事や育児への参画促進	男性を対象とした家事や育児に関する啓発	○児童や生徒と保護者との親子のふれあい講座の開催 ○料理教室や家庭教育講座の開催	健康長寿課 生涯学習・文化財保護課
	出産や育児を夫婦が協力して取り組むための啓発	○医療機関が実施する両親学級への参加状況や妊娠、育児中の周囲の協力状況についての確認や、個々の面談などを通じてきめ細かな支援の実施	健康長寿課
	育児休業や介護休業を利用しやすい職場環境の整備	○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課

※5…社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

施策の内容		実施事業	担当課
女性の視点から見る男女共同参画	アンケート調査の実施	○市民を対象に、大野市のイメージや課題、活性化策などについてのアンケートの実施	政策推進課 総務課
	若い女性の意見の徴集	○子育て支援策などについて、若い女性の視点による意見を聴く会の開催	総務課 こども支援課

施策の方向（２）男女がともに担う育児と介護の環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
子育て支援の充実	男女がともに担う家事や子育ての促進	○男女の育児や家事の参画促進を目的とした講座の開催	総務課 こども支援課
	男女の育児休業取得の促進	○育児休業の取得に協力する事業所に対する支援 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
	保育サービスの充実	○一時預かりや病児デイケア事業、「すみずみ子育てサポート」など、保護者のニーズに対応した事業の実施	こども支援課
	育児相談の体制の充実	○子育て支援センターや保健センターなどの関係機関と連携した相談会の実施	健康長寿課 こども支援課
介護支援の充実	女性の介護負担の軽減	○介護保険制度などの周知と適正なサービスの利用促進 ○ケアマネジャーを通じた家族員による役割分担の促進	健康長寿課
	介護予防事業の充実化	○フレイル予防や高齢者の健康づくり講座の実施 ○住民主体の通いの場や健康サポーターの活動促進	健康長寿課

基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり

性別や年齢、国籍などの違いや障がいの有無に関わらず、だれもが生き生きと暮らしていくためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、自立した社会生活や家庭生活の活動ができる環境づくりが必要です。

そのために、生活困窮者やひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人などが安心して自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援し、だれもが安心して暮らせる社会を目指す必要があります。

近年では大震災や豪雨災害などの自然災害が全国で頻発しており、今後も大規模災害の発生が想定される中で、避難所での生活をはじめとして、災害時ではいろいろな場面で、男女双方の視点に配慮する必要があることから、防災体制における女性の参画を推進します。

また、DVやハラスメント行為などの重大な人権侵害行為の防止に努めるための広報や啓発活動などを実施するとともに、相談体制の強化を図ります。

重点施策 1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 (1) 女性の健康支援

施策の内容		実施事業	担当課
妊娠・出産期における健康管理の支援と健康の充実	妊娠から産後における相談や支援の充実	○母子健康手帳の交付や育児相談会の開催	健康長寿課
	安心して出産できる体制の強化	○子育て包括支援センターにおける相談などの支援の実施 ○妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査の実施 ○母乳外来費用の助成 ○妊婦情報事前登録制度の整備	健康長寿課
男女の健康を生涯にわたり包括的に支援	生涯を通じた健康支援や性差に応じた健康支援の充実	○育児相談会、母乳相談、幼児健康診査における相談の実施 ○福井県看護協会が実施する助産師による女性の健康相談の周知 ○婦人がん検診、健康栄養相談、歯科相談、歯科検診における性差に応じた健康相談の実施	健康長寿課
	生活習慣病予防のための特定健診受診の推進	○受診勧奨通知や広報おおのによる受診勧奨の実施	市民生活・総務課

施策の方向（２） 貧困による生活困難者や高齢者、障がい者などが安心して暮らせる
環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
生活困難者の自立支援	状態に応じたきめ細かな福祉サービスの提供	○生活困窮者自立支援事業や生活保護などによる自立支援	福祉課
ひとり親家庭への自立支援	母子・父子自立支援員による相談や指導などの支援	○ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための福祉サービス提供や相談体制の強化	こども支援課
在宅福祉サービスの充実	相談体制を強化し、ニーズを的確に把握することによるきめ細かな在宅サービスの提供	○障害福祉サービス事業や地域生活支援事業の提供	福祉課
		○地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談支援の実施と、適切な在宅福祉サービスの提供	健康長寿課

重点施策 ２ 安全に暮らせる地域づくり

施策の方向（１） 快適で安全に暮らすための環境整備

施策の内容		実施事業	担当課
防災・防火・防犯への女性参画推進	女性消防団員のさらなる活躍	○結の故郷女性分団の活動の拡充と高齢者世帯への防火訪問などの地域に密着した活動の実施	消防本部
	自主防災組織の防災活動における男女共同参画の促進	○自主防災組織の防災訓練時などにおける女性の防災活動への積極的な参加の要請	防災防犯課
	女性や要配慮者の視点に立った避難所の運営体制の整備	○避難所における性犯罪防止やプライバシーの確保など、運営体制全般にわたり女性や要配慮者が安心して避難生活を送ることができる避難所運営 ○女性消防団員と連携した避難者支援体制の充実	防災防犯課 消防本部

施策の方向（２）あらゆる暴力の根絶

施策の内容		実施事業	担当課
女性に対する暴力など人権侵害行為の根絶	民生委員・児童委員や地域福祉関係者との連携を図ることによる、DVなどの発見・通報支援体制の強化	○支援申請者の住民票などの交付制限	市民生活・総務課
		○民生委員・児童委員による見守りと通報体制の強化並びに活動の支援	福祉課
		○関係機関と連携し、学校での児童や生徒の異常の早期発見	教育総務課
DVの防止対策	DVを未然に防ぐための啓発	○児童と女性については、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による支援とともに、児童相談所や奥越健康福祉センターなどの関係機関と連携した相談支援体制の強化 ○障がい者については、障害者相談支援センターや障がい者権利擁護センターと連携した相談支援体制の強化	福祉課 こども支援課
		○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や高齢者虐待防止講演会などの開催 ○地域包括支援センターと関係機関が連携した相談支援体制の強化 ○介護者の状況把握体制整備による介護負担への早期対応	健康長寿課
セクシャル・ハラスメントや性犯罪防止対策	セクシャル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発	○ふくい女性財団による地域連携講座や教育連携講座を活用した周知	総務課 産業政策課
	性犯罪を未然に防ぐための広報	○警察をはじめとする関係機関と連携した広報や啓発活動の実施	総務課
相談体制の強化	窓口設置による相談や支援体制の強化	○総務課を窓口として関係機関と連携し、市民からの相談に対応	総務課

基本目標 III 差別のない社会環境づくり

差別のない社会を形成していくためには、男女が互いにその人権を尊重しあう中で、幼少期をはじめ、様々な世代で固定的な性別分担意識を植え付けず、男女が対等に生きる意識づくりが大切です。次世代を担う子どもたちが、幼少期から男女共同参画について学ぶ中で、思いやりやお互いを認め合う心を育みながら、男女が対等に生きる意識を身に着けた大人に成長していくために、保育の中での人権教育や小、中学校における道徳や各教科の授業などを通じての心の醸成を図るとともに、大人への人権教育に取り組みます。

併せて、さまざまな媒体での啓発活動を継続するとともに、生涯にわたる学習を通じて全ての世代における男女共同参画の理解の促進に取り組みます。

重点施策 1 性別役割分担意識の払拭

施策の方向 (1) 男女共同参画教育の充実

施策の内容		実施事業	担当課
男女平等を推進する教育	男女が対等に生きる意識づくりや、家族と家庭生活を大切にする教育の取組	○道徳を中心とした各教科の授業や学級活動、クラブ活動などを通じての人権尊重の心情と態度の育成	教育総務課
		○小、中学校の保護者に対する子育て講座や家庭教育講座の開催	生涯学習・文化財保護課
男女共同参画の視点に立った進路指導	性別にとらわれない進路指導	○本人の希望や意思を尊重した進路相談の実施	教育総務課
	性別にとらわれない職業意識の育成	○広い分野における職場体験学習の実施などによる職業観の育成	教育総務課
職員の意識深化	男女共同参画や人権教育の推進	○全職員に対する研修会の実施	総務課
		○保育士対象研修会での啓発活動の実施	こども支援課
		○教職研修会での人権に関する講演会の実施	教育総務課

施策の方向（２）男女の人権尊重と啓発の展開

施策の内容		実施事業	担当課
人権問題の啓発	女性や性的マイノリティ（LGBTQ）（※６）などの人権問題に関する啓発	○公民館活動や地域行事を活用した人権啓発、人権ビデオの放映、イベントでのパネル展示の実施 ○保育所や児童センターでの人権紙芝居などの実施	総務課 生涯学習・文化財保護課
広がりを持った広報啓発	メディアを通じた啓発活動の強化	○広報おおのや新聞、テレビなどを活用しての啓発活動の実施	秘書広報室
	県や市の女性団体などと連携した広報と啓発	○市ホームページなどを活用した県や女性団体などによる活動情報に関する広報の実施	総務課
国際的視野の育成	男女共同参画に関わる国際的な情報や取り組みの情報収集と提供	○公民館と連携し、ALTを活用した国際理解講座の実施	教育総務課 生涯学習・文化財保護課

※６…性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

第4章 プランの推進と数値目標

1 推進体制

人口減少、少子化及び高齢化が進行する中で、「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」をつくるために、男女共同参画社会の推進はますます重要となっています。

この推進には、市の業務全般において、全職員が一丸となって、大野市男女共同参画推進条例の基本理念を念頭に、市の責務を果たさなければなりません。

そのため、庁内関係部局の一層の連携を図り、各施策の進捗状況を把握し、計画的に推進していきます。

2 市民や事業者などとの連携

プランの推進に当たっては、市民や事業者と市の協力体制が重要であり、大野市男女共同参画推進委員会や市民団体などとの連携を図ります。

また、市民団体や企業などとのパートナーシップを推進し、事業の協働実施に取り組みます。

3 プランの進行管理

毎年度、プランの進捗状況について、大野市男女共同参画推進委員会に報告し、評価と点検を行います。評価結果については、市ホームページなどを通じて公表します。

4 指標や数値目標の設定

プランに掲げる具体的施策については、数値目標や男女共同参画社会の進行状況を表わすモニタリング指標を設定して、調査及び研究を行います。

5 数値目標・モニタリング指標

基本 目標	項目	区分	数値	
		数値目標・ モニタリング指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和12年度)
I	審議会などへの女性の登用率	数値目標	21.4%	30%
	市職員(※7)における役職者に占める女性の比率(課長補佐)	数値目標	30.6%	40%
	市職員(※7)における女性管理職比率(課長級以上)	数値目標	15.6%	20%
	女性が地域活動のリーダーとなっている自治会など(※8)の比率	数値目標	5.9%	10%
	職場における男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象アンケート 50.5% 女性対象アンケート 33.1%	—
	管理的職業従事者に占める女性の比率	モニタリング指標	14.6% (平成27年国勢調査)	—
	女性の雇用形態における正社員の割合	モニタリング指標	56.9% (平成27年国勢調査)	—
	市職員における男性の育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度いずれかの取得率	数値目標	0%	13%
	家庭における「炊事、洗濯、掃除」の男女が同じ程度実施する比率	モニタリング指標	男性対象アンケート 9.2% 女性対象アンケート 5.4%	—
II	生活習慣病予防のための特定健診受診率(大野市国民健康保険加入者)	数値目標	44.1% (令和2年3月末時点)	60%

※7…消防職を除く。

※8…自治会長、各種団体地区会長、保育所や学校の保護者会代表など。

基本 目標	項目	区分	数値	
		数値目標・ モニタリング指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和12年度)
Ⅲ	男女平等に対する関心がある人の比率	モニタリング指標	男性対象アンケート 73.5% 女性対象アンケート 12.1%	—
	社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象アンケート 36.4% 女性対象アンケート 22.3%	—
	男女共同参画意識向上のための職員向け研修会を開催	数値目標	0回/年	1回/毎年

※モニタリングは、男女共同参画の進捗状況を把握するために、国勢調査やアンケート調査の実施により観測・測定を行う。また、アンケートは男性と女性でそれぞれ実施方法が異なるため、現状の数値は別々で表記している。

参考資料

- 1 男女共同参画社会に向けての男性市民アンケートの結果
- 2 女性の就業意識アンケートの結果
- 3 プラン策定の経過
- 4 大野市男女共同参画推進委員会委員名簿
- 5 男女共同参画プラン体系表
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 大野市男女共同参画推進条例
- 9 大野市男女共同参画推進委員会設置要綱

1 男女共同参画社会に向けての男性市民アンケート（男性対象アンケート）の結果

実施時期 令和2年12月3日～12月18日

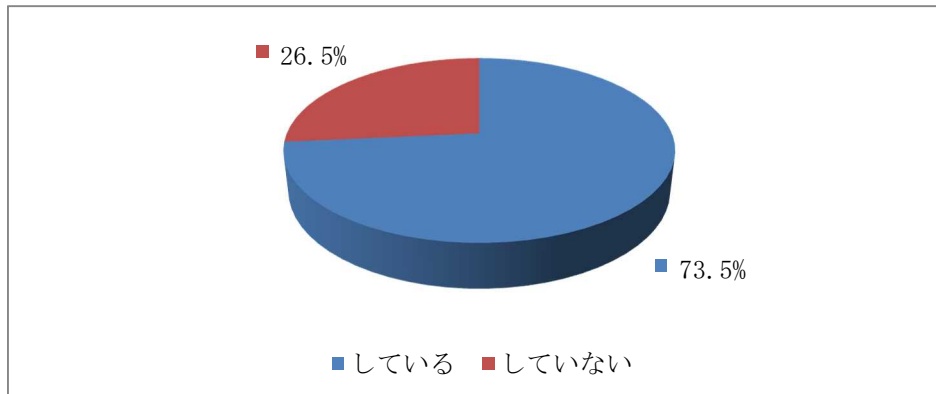
実施方法 住民基本台帳から無作為に20歳以上80歳未満の男性500名を抽出しアンケートを依頼。返信用封筒にて回答を回収。

回収結果 186人から回答。回収率37.2%

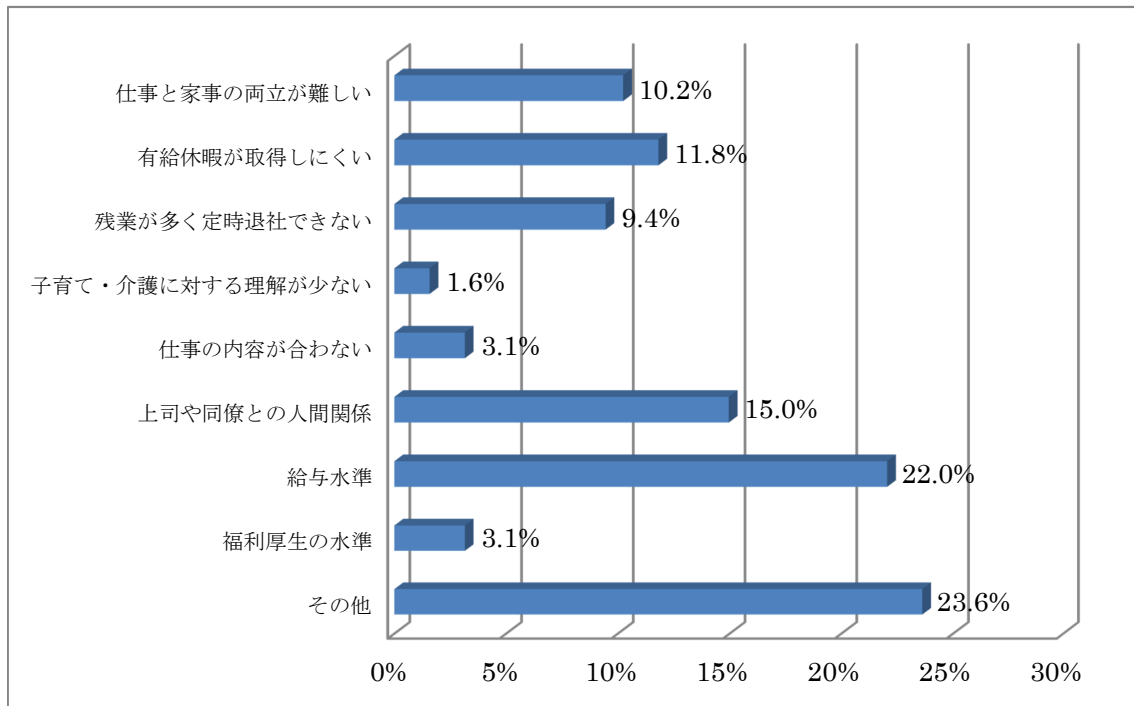
単位：人、%

年代	発送		回収		回収率
	人	構成率	人	構成率	
20代	84	(16.8)	18	(9.7)	21.4
30代	84	(16.8)	21	(11.3)	25.0
40代	83	(16.6)	29	(15.6)	34.9
50代	83	(16.6)	27	(14.5)	32.5
60代	83	(16.6)	47	(25.3)	56.6
70代	83	(16.6)	44	(23.7)	53.0
計	500		186		37.2

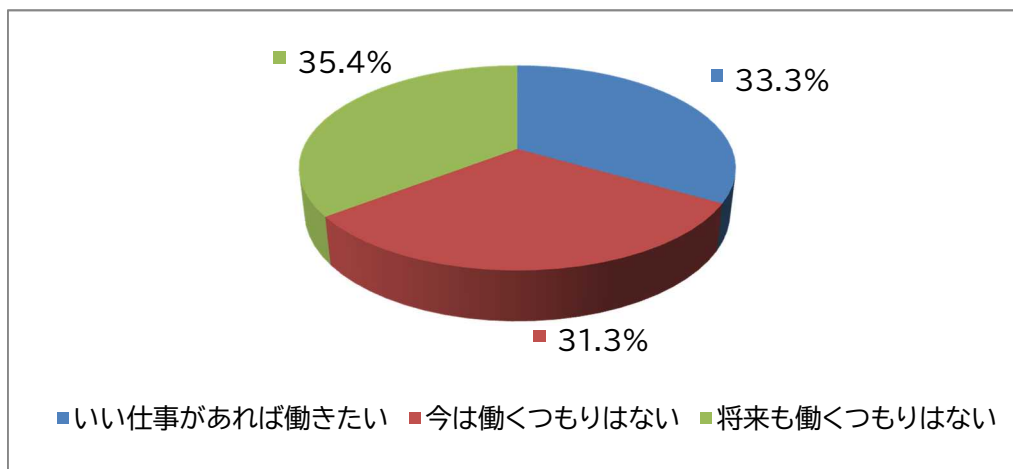
Q. 現在、仕事をしていますか



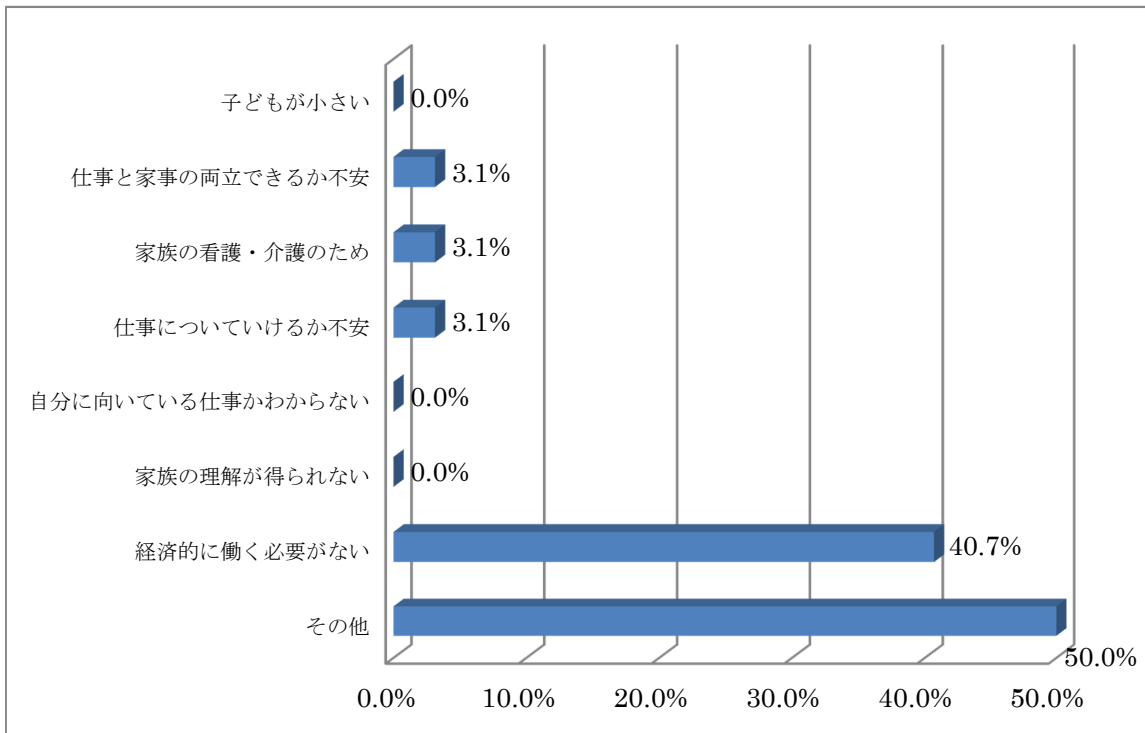
Q. 仕事における悩みや不安、苦勞は何ですか



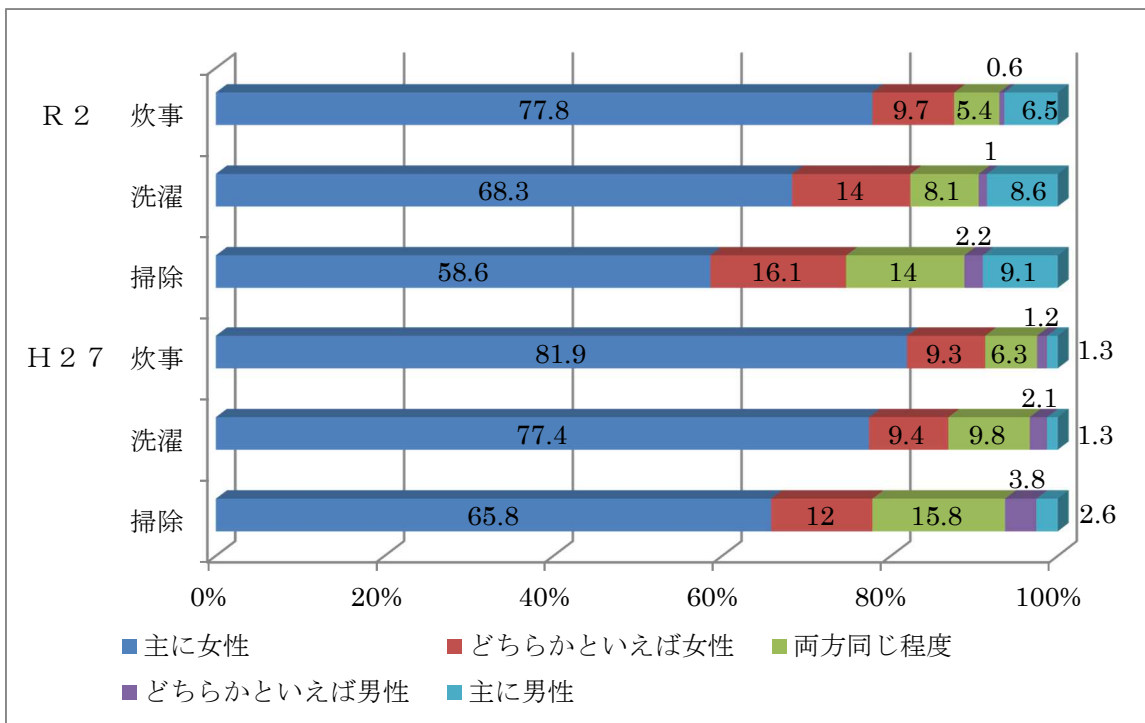
Q. 働きたいと思えますか



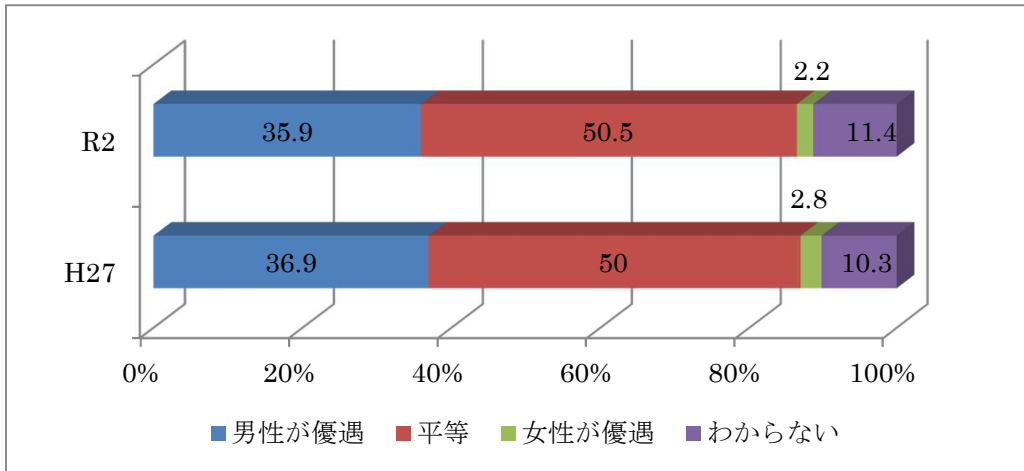
Q. 働くつもりがない理由は何ですか



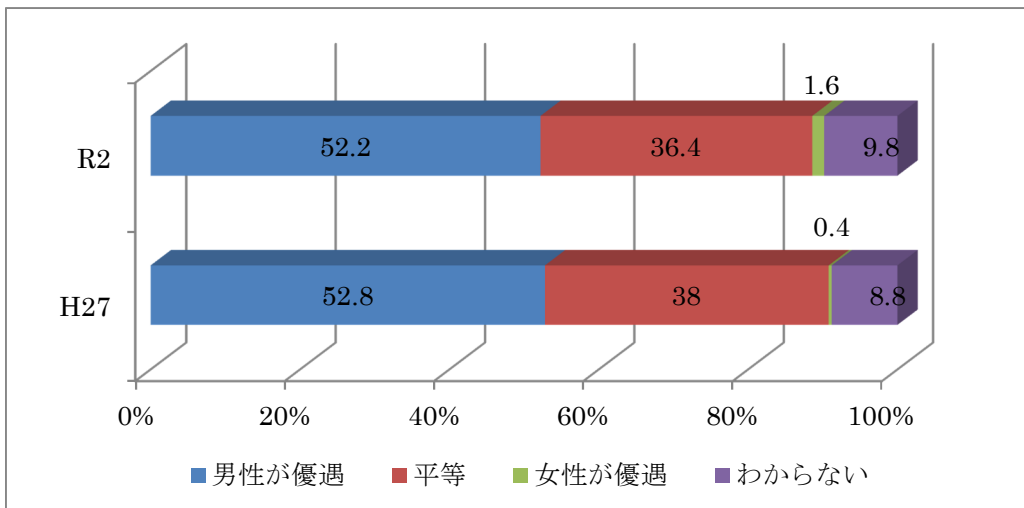
Q. 炊事・洗濯・掃除はだれがしていますか



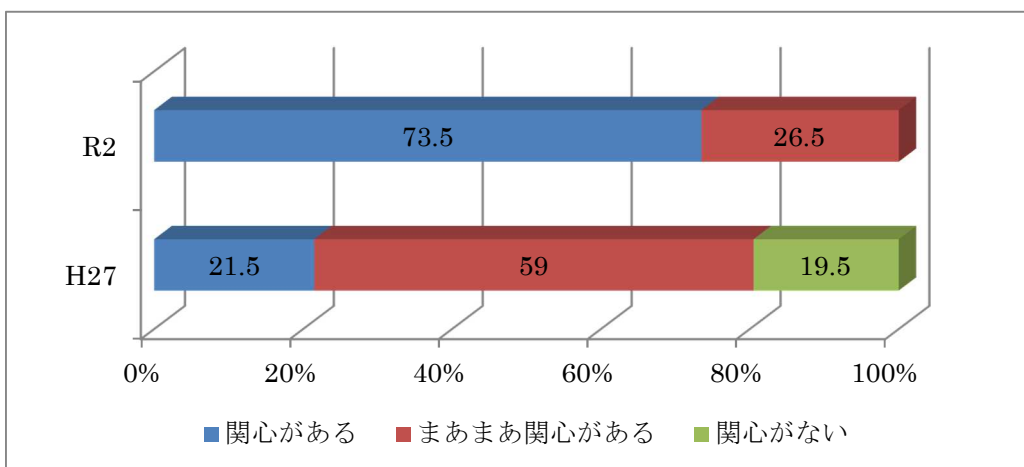
Q. 職場における男女の地位について、どう思いますか



Q. 社会通念、慣習、しきたりにおける男女の地位について、どう思いますか



Q. 男女平に関する話題への関心はありますか



2 女性の就業意識アンケート（※9）（女性対象アンケート）の結果

実施時期 令和2年10月1日～11月30日

実施方法 第一生命保険株式会社福井支社大野営業所オフィス管下の生涯設計デザイナーの顧客や知人などで20歳以上の女性359人にアンケートを依頼。直接回答を回収。

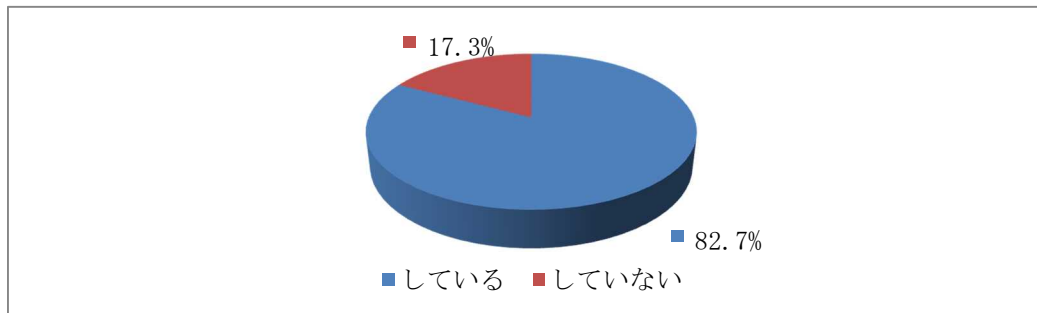
回収結果 359人から回答。回収率100%

※9…大野市と第一生命保険株式会社との包括連携協定のもとで実施したアンケート。

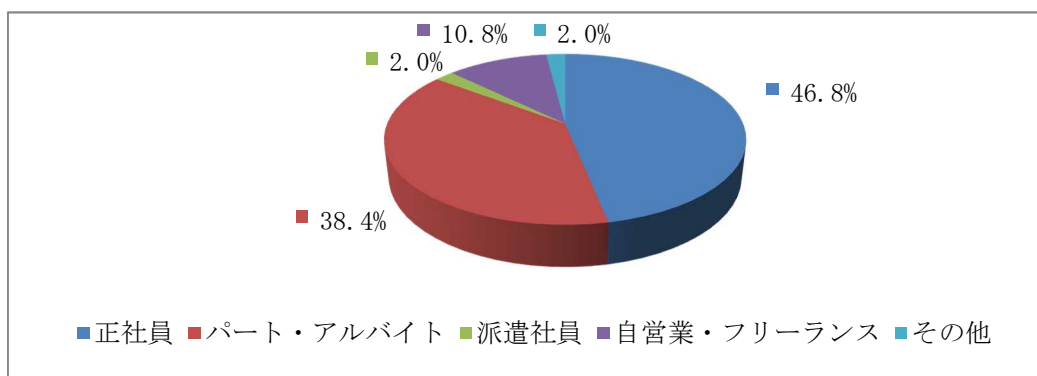
単位：人、%

年代	回収	
	人	構成率
20代	45	(12.5)
30代	68	(18.9)
40代	74	(20.6)
50代	76	(21.2)
60代	48	(13.4)
70代	35	(9.8)
80代	13	(3.6)
計	359	

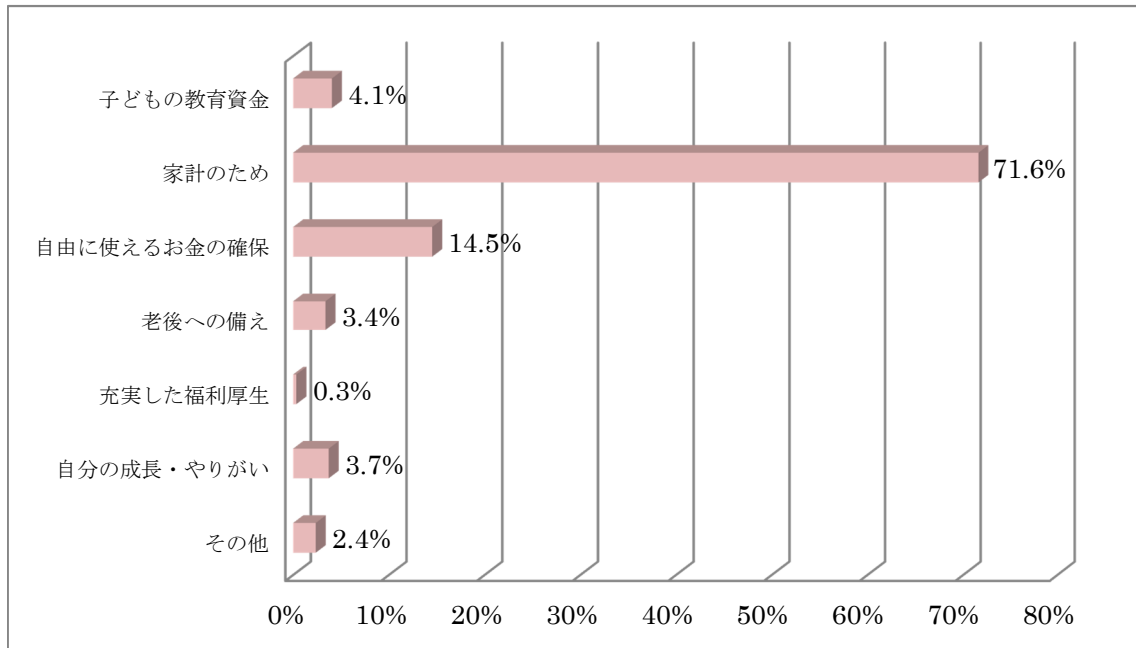
Q. 現在、仕事をしていますか



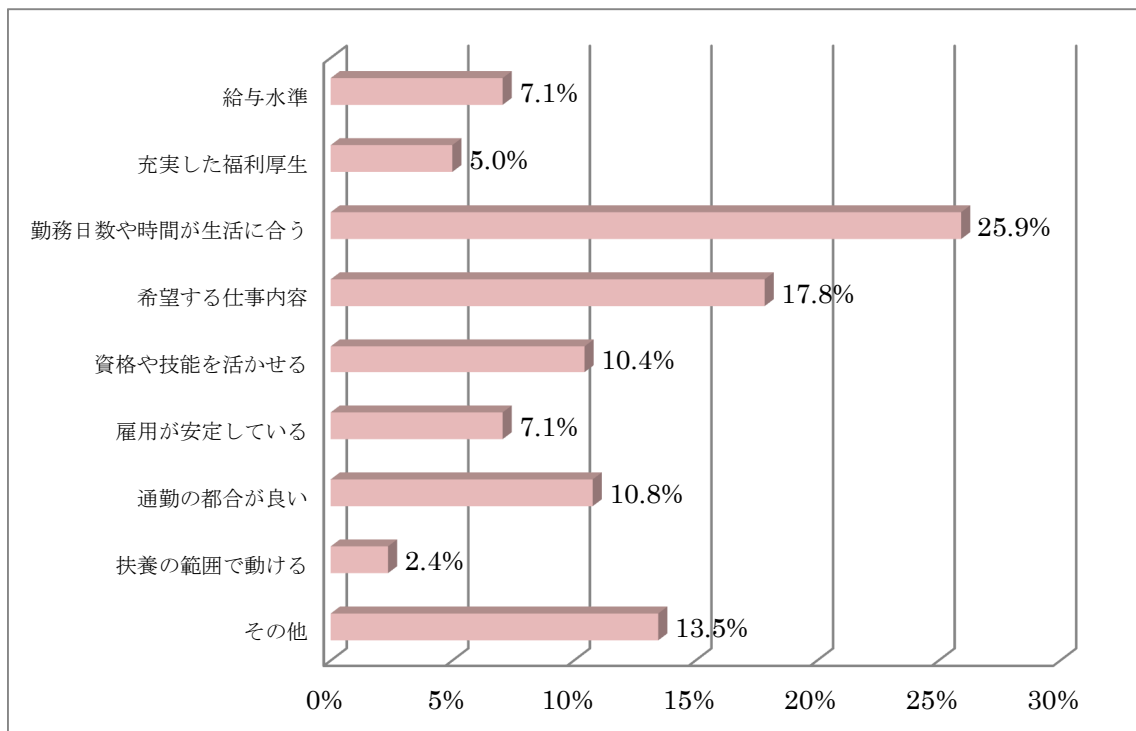
Q. どのような就業形態で仕事をしていますか



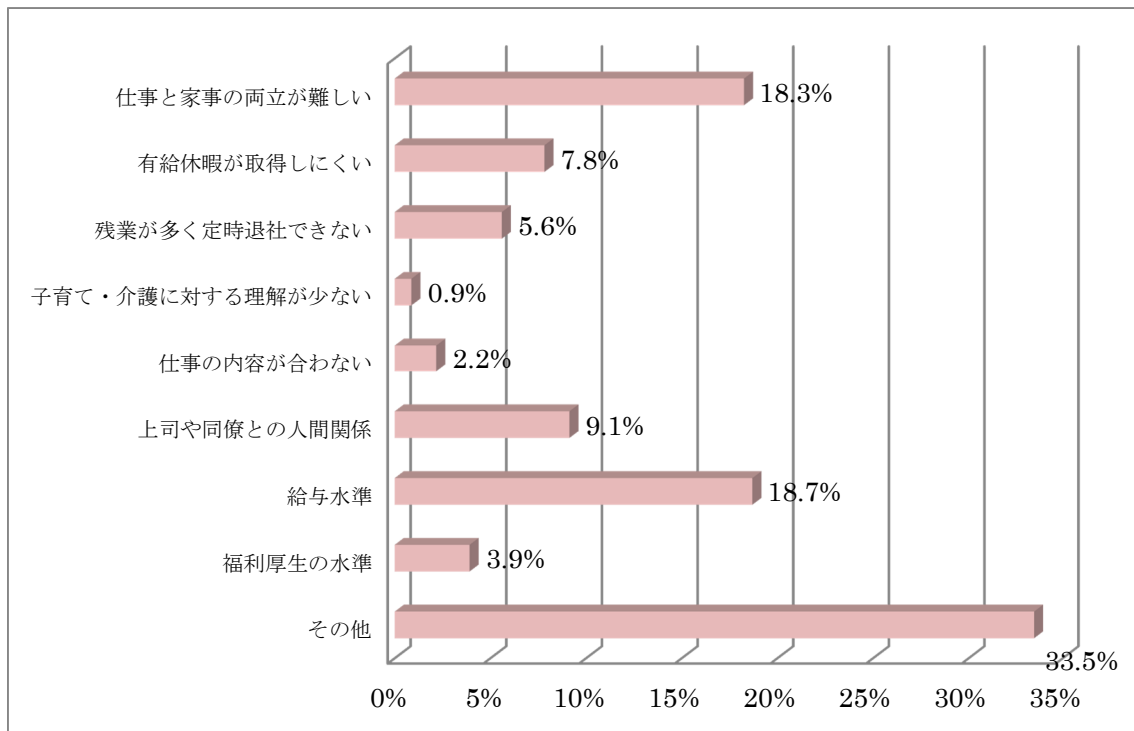
Q. 仕事をしている理由は何ですか



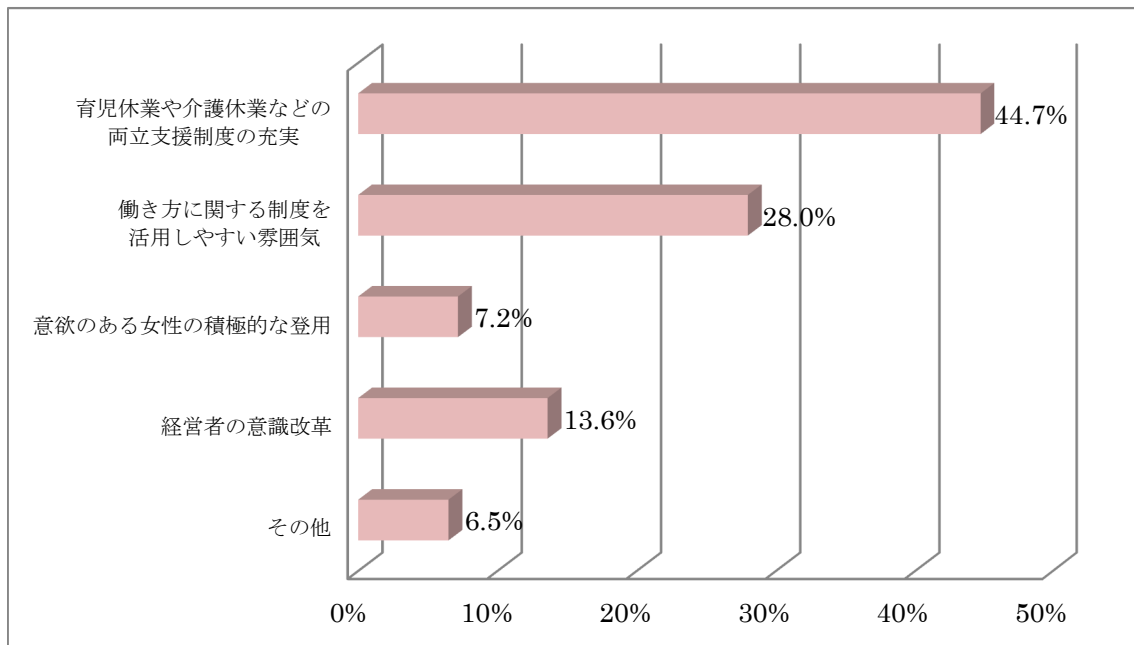
Q. 今の仕事を選んだ理由は何ですか



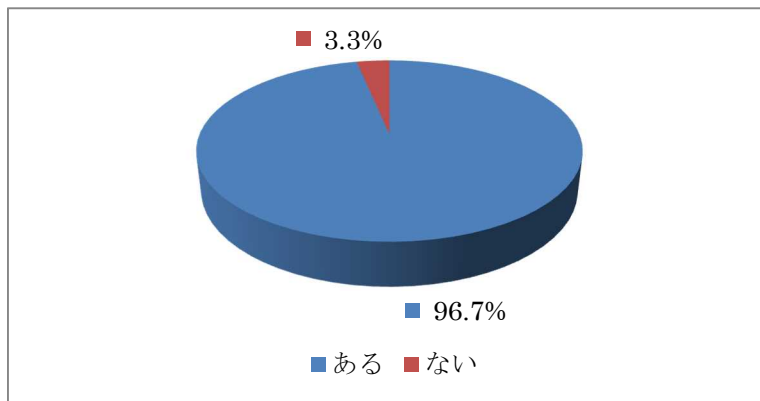
Q. 仕事における悩みや不安、苦勞は何ですか



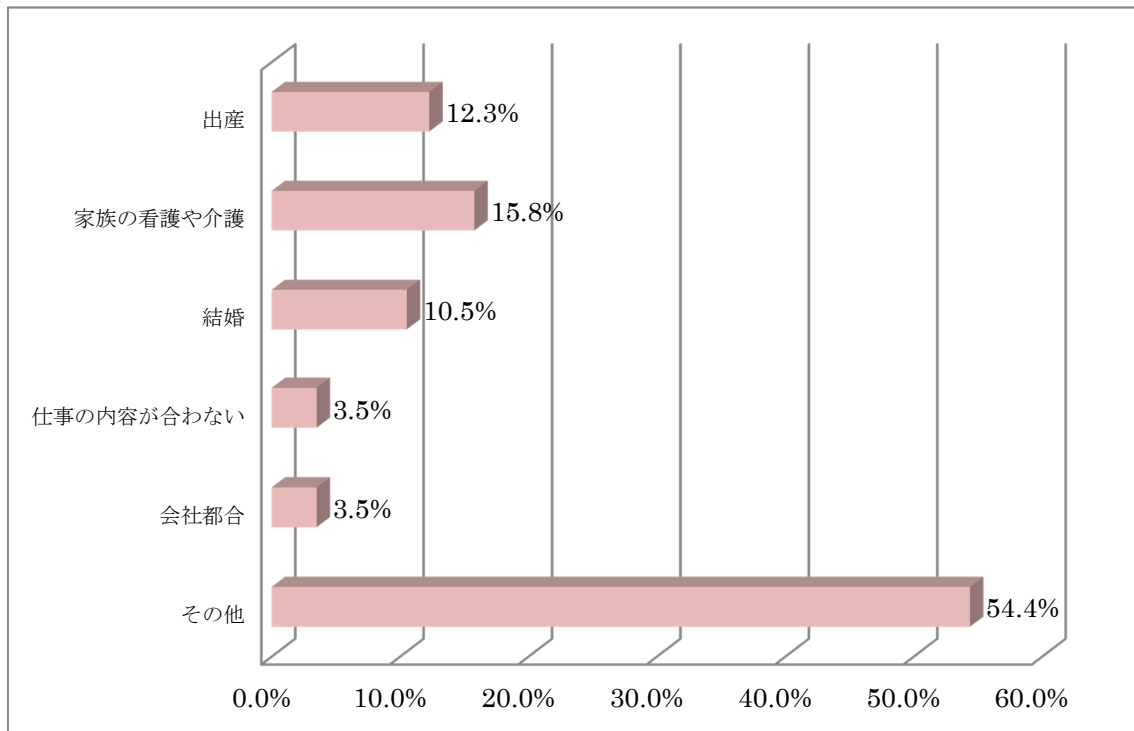
Q. 女性が活躍できる職場環境を作るには何が必要だと思いますか



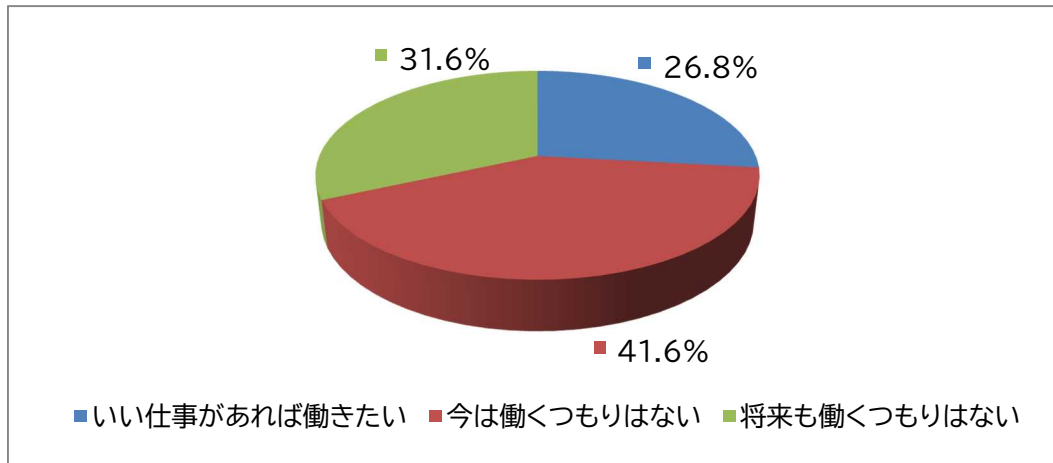
Q. 過去にお仕事をしていましたか



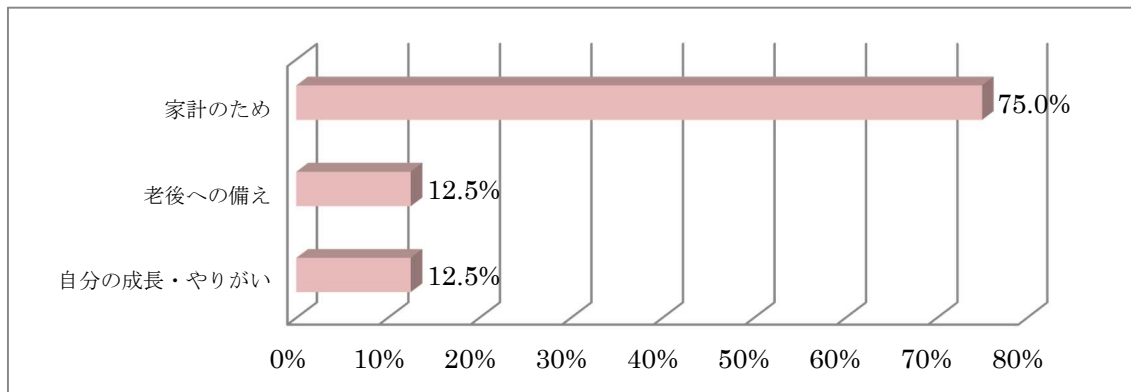
Q. なぜ、以前のお仕事を退職したのですか



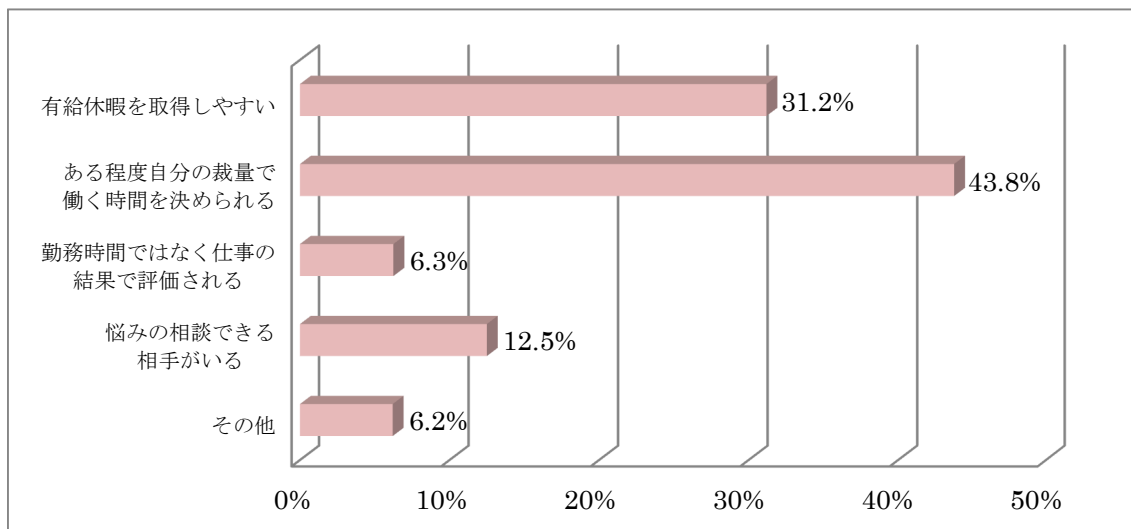
Q. 働きたいと思いますか



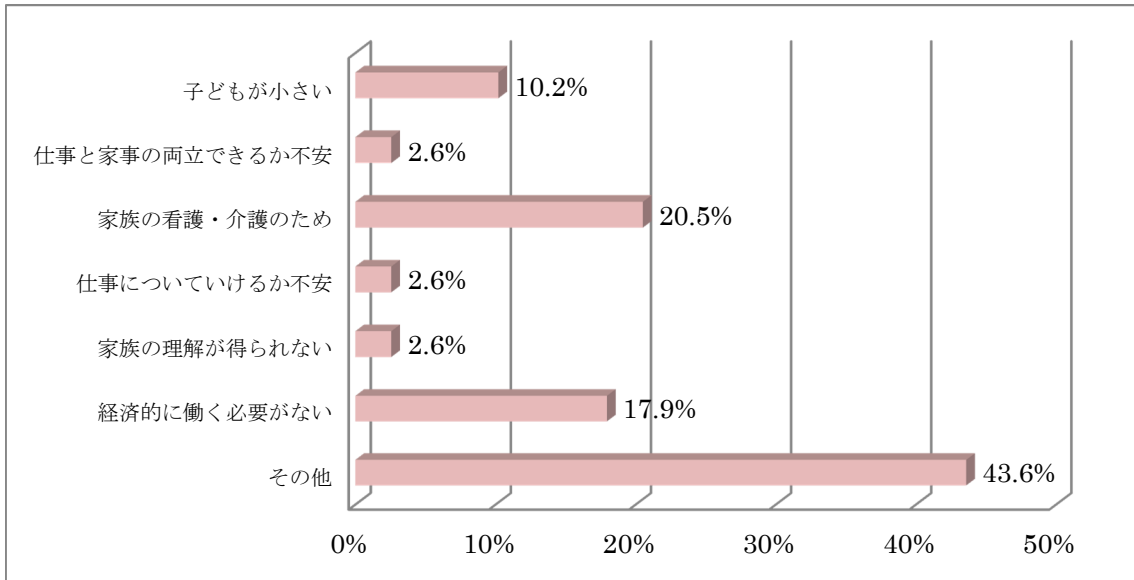
Q. 働きたい理由は何ですか



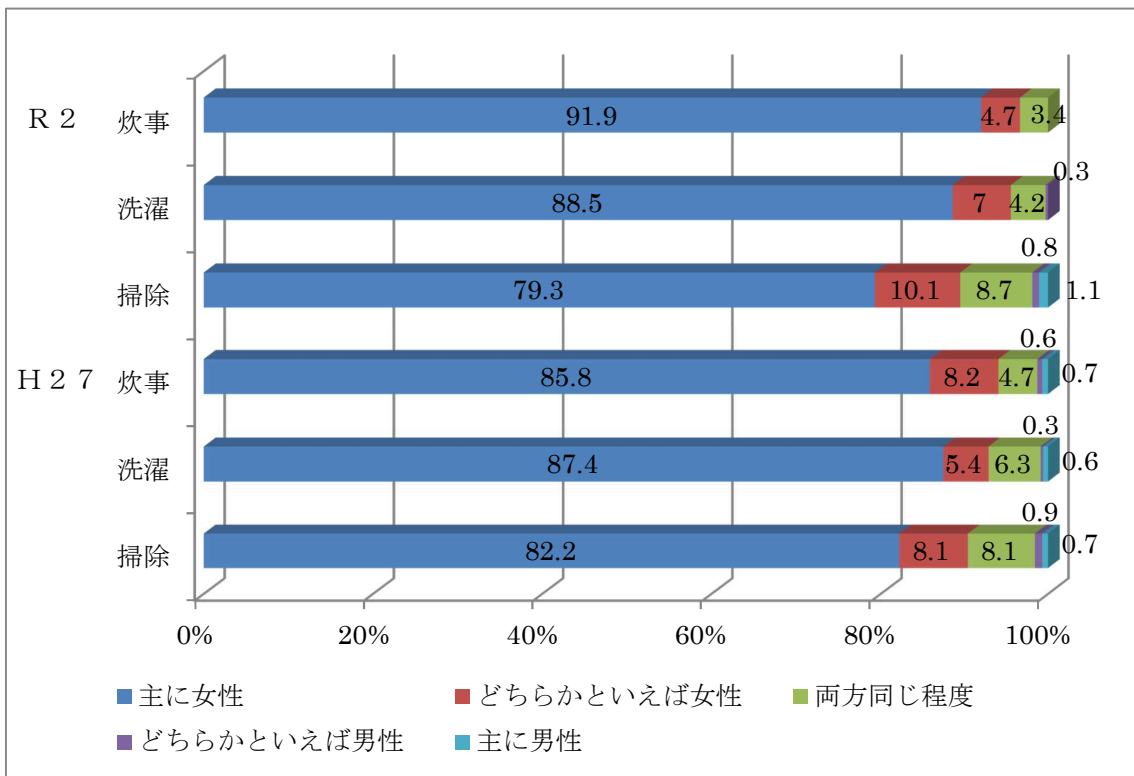
Q. 働きやすさで最も重視することは何ですか



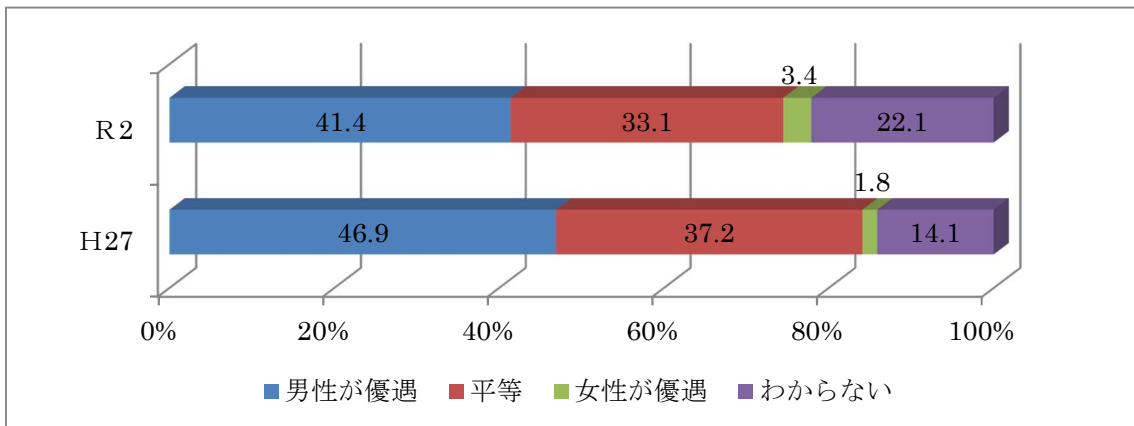
Q. 働くつもりがない理由は何ですか



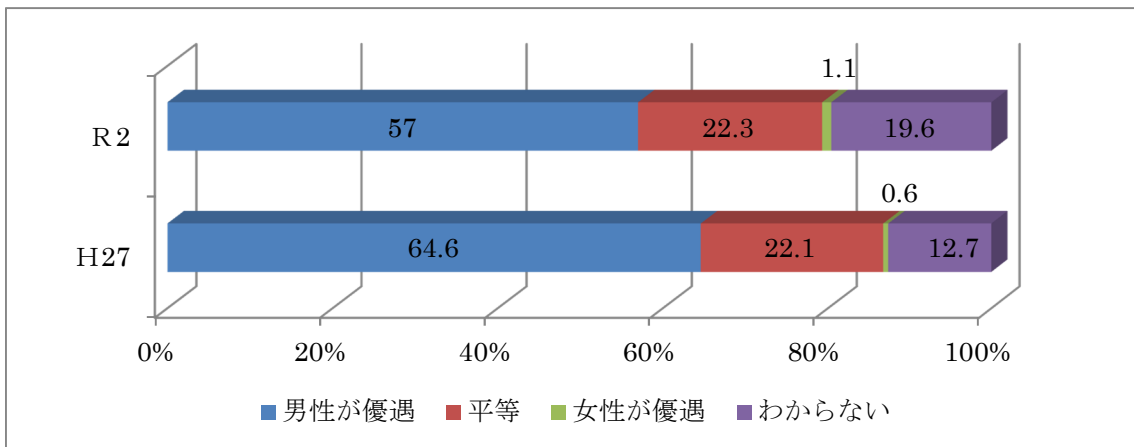
Q. 炊事・洗濯・掃除はだれがしていますか



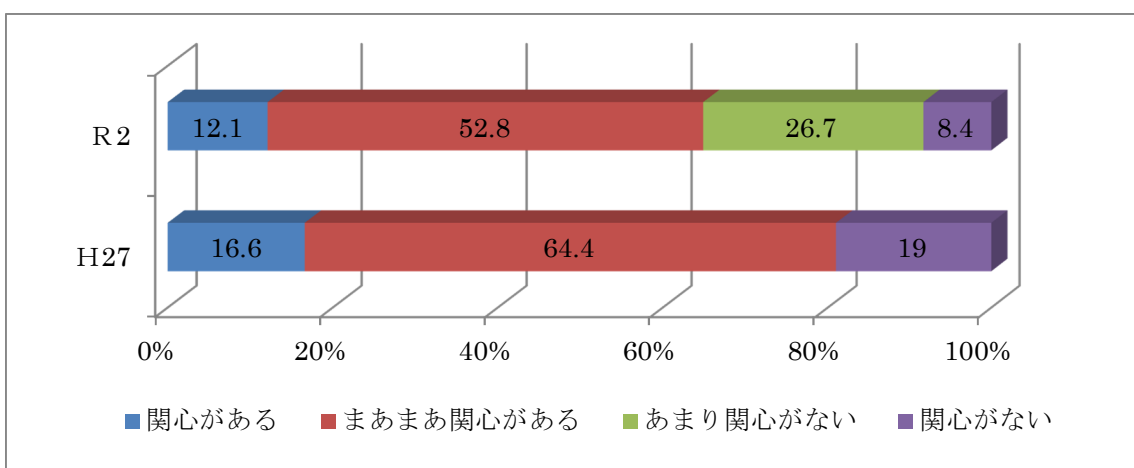
Q. 職場における男女の地位について、どう思いますか



Q. 社会通念、慣習、しきたりにおける男女の地位について、どう思いますか



Q. 男女平等に関する話題への関心はありますか



※H27年のアンケート調査では「あまり関心がない」の選択肢は設けていない。

3 プラン策定の経過

日 程	内 容
令和2年8月6日	第1回大野市男女共同参画推進委員会
令和2年10月27日	第2回大野市男女共同参画推進委員会
令和2年10月～12月	女性の就業意識に関するアンケート実施
令和2年12月	男女共同参画社会に向けての男性市民アンケート実施
令和3年1月25日	議員全員協議会において概要説明
令和3年1月27日～ 令和3年2月10日	パブリックコメント実施
令和3年3月1日	第3回大野市男女共同参画推進委員会
令和3年3月22日	庁議
令和3年3月25日	プラン決定

4 大野市男女共同参画推進委員会委員名簿

委員職	氏 名	所 属 団 体
委員長	齊藤 博子	大野男女共同参画ネットワーク
副委員長	長谷川 美香	福井大学医学部看護学科コミュニティ看護学
委 員	安下 和男	大野市小中学校校長会
委 員	妙願 貴子	大野市社会教育委員
委 員	東 三千雄	大野市区長連合会
委 員	坪内 勝美	大野市壮年団体連絡協議会
委 員	松田 寿子	大野市PTA連合会
委 員	井尾 のり子	大野商工会議所
委 員	板橋 利幸	福井県農業協同組合
委 員	堀本 弘美	福井県奥越健康福祉センター
委 員	千束 裕美	一般公募
委 員	松陰 幾世	一般公募

5 男女共同参画プラン体系表

基本目標	重点施策	施策の方向	施策の内容		実施事業	担当課
I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり	1 あらゆる分野における女性の参画拡大（女性活躍推進法に基づく推進計画）	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	市女性職員の採用及び登用の推進	計画的な人材育成や登用などの推進	○男性向けの仕事、女性向けの仕事といった固定観念にとらわれず、女性職員を多様なポストへ積極的に配置 ○企画主査や課長補佐などの各役職段階においてタレントプールを念頭においた人材育成	総務課
				女性管理職などへの登用の推進	○多様な職務機会の付与と研修の実施 ○管理職を対象にした意識改革研修の実施	総務課
			委員数などの男女均等の促進	市の審議会委員などへの積極的な女性登用の推進や女性委員ゼロの審議会などの解消	○委員の選出団体に対して、積極的な女性委員の推薦を依頼 ○女性委員のいない審議会などに対する女性登用の働きかけ ○委員公募制度の活用（女性枠確保の検討）	総務課 全部局
		(2) 能力の開発・発揮の支援	人材育成の推進	職場における女性リーダーの育成	○働く女性のキャリアアップなどの講座や研修の情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
				地域における女性リーダーの育成	○様々な分野で活躍する女性リーダーを招へいし、講座やワークショップを開催 ○女性活躍をテーマとした講演会の開催	総務課 生涯学習・文化振興課
				研修会への参加支援や学習会開催情報の提供	○市ホームページなどへの掲載 ○公民館を活用した広報の実施	生涯学習・文化振興課
				大野男女共同参画ネットワーク加入団体に向けた支援の継続や協働事業の実施	○大野男女共同参画ネットワーク加入団体の活動を通じた連絡と提携の強化 ○大野男女共同参画ネットワークによる市民学習会を通じた意識啓発の実施	総務課 生涯学習・文化振興課
		(3) 女性の労働環境づくり	女性起業家の支援	経営共同参画のための情報の提供	○女性の経営能力向上のためのセミナー情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
				女性起業家の運営する事業や取組みに対する支援	○起業家・経営者支援事業の実施による店舗改修経費の支援 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した新規事業の立ち上げのサポートやフォローアップの実施	産業政策課
			賃金格差の解消	男女間の賃金格差の是正の推進	○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
			再就職に関する支援	新型コロナウイルス感染症拡大のような非常時の影響や子育て、介護などで離職した人に対する再就職の支援	○福井労働局や商工会議所などと連携した相談窓口の設置	産業政策課
		(4) 地方創生に必要な男女共同参画の推進	地域における女性活躍の推進	各団体における会長や役員などへの参画の推進	○啓発用パンフレットの配布や学習会の開催	全部局
			男性の固定的役割分担意識の解消	男女共同参画社会の実現に向けた男性に対する啓発活動の強化	○イクメンやイクボスなど男性の意識改革をテーマとした講座の開催	総務課 生涯学習・文化振興課
			女性と農業の関わりの推進	女性が気軽に農業に関わることができる環境の整備	○農林産物の栽培講座や農業体験など気軽に農業に触れ合うことができる環境の整備 ○道の駅直売所や朝市などへの農林産物の出荷、越前おおの農林楽舎が実施する野菜の集荷販売事業の促進 ○農業の6次産業化の推進 ○家族経営協定の締結促進	農林業振興課

基本目標	重点施策	施策の方向	施策の内容		実施事業	担当課	
I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり	2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	労働環境の改善	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進	○働き方改革に取り組んでいる事業所の情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課	
				労働関連の法令遵守の推進	○労働基準法や男女雇用機会均等法などの労働関連法令の遵守に関する情報を広報おおのや市ホームページなどに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課	
			ポジティブアクションの推進による男女格差の是正	事業所などにおける女性管理職の登用促進	○女性の登用促進に関する情報を広報おおのや市ホームページに掲載 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課	
			男性の家事や育児への参画促進	男性を対象とした家事や育児に関する啓発	○児童や生徒と保護者との親子のふれあい講座の開催 ○料理教室や家庭教育講座の開催	健康長寿課 生涯学習・文化振興課	
				出産や育児を夫婦が協力して取り組むための啓発	○医療機関が実施する両親学級への参加状況や妊娠、育児中の周囲の協力状況についての確認や、個々の面談などを通じてきめ細かな支援の実施	健康長寿課	
				育児休業や介護休業を利用しやすい職場環境の整備	○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課	
			女性の視点から見る男女共同参画	アンケート調査の実施	○市民を対象に、大野市のイメージや課題、活性化策などについてのアンケートの実施	政策推進課 総務課	
				若い女性の意見の徴集	○子育て支援策などについて、若い女性の視点による意見を聴く会の開催	総務課 こども支援課	
			(2) 男女がともに担う育児と介護の環境整備	子育て支援の充実	男女がともに担う家事や子育ての促進	○男女の育児や家事の参画促進を目的とした講座の開催	総務課 こども支援課
					男女の育児休業取得の促進	○育児休業の取得に協力する事業所に対する支援 ○県や商工会議所などの関係機関や団体と連携した啓発活動の実施	産業政策課
		保育サービスの充実			○一時預かりや病児デイケア事業、「すみずみ子育てサポート」など、保護者のニーズに対応した事業の実施	こども支援課	
		介護支援の充実		育児相談の体制の充実	○子育て支援センターや保健センターなどの関係機関と連携した相談会の実施	健康長寿課 こども支援課	
				女性の介護負担の軽減	○介護保険制度などの周知と適正なサービスの利用促進 ○ケアマネジャーを通じた家族員による役割分担の促進	健康長寿課	
				介護予防事業の充実化	○フレイル予防や高齢者の健康づくり講座の実施 ○住民主体の通いの場や健康サポーターの活動促進	健康長寿課	

基本目標	重点施策	施策の方向	施策の内容		実施事業	担当課
Ⅱ だれもが生き生きと暮らせる地域づくり	1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	(1) 女性の健康支援	妊娠・出産期における健康管理の支援と健康の充実	妊娠から産後における相談や支援の充実	○母子健康手帳の交付や育児相談会の開催	健康長寿課
				安心して出産できる体制の強化	○子育て包括支援センターにおける相談などの支援の実施 ○妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査の実施 ○母乳外来費用の助成 ○妊婦情報事前登録制度の整備	健康長寿課
			男女の健康を生涯にわたり包括的に支援	生涯を通じた健康支援や性差に応じた健康支援の充実	○育児相談会、母乳相談、幼児健康診査における相談の実施 ○福井県看護協会が実施する助産師による女性の健康相談の周知 ○婦人がん検診、健康栄養相談、歯科相談、歯科検診における性差に応じた健康相談の実施	健康長寿課
		生活習慣病予防のための特定健診受診の推進		○受診勧奨通知や広報おおのによる受診勧奨の実施	市民生活・統計課	
		(2) 貧困による生活困難者や、高齢者、障がい者などが安心して暮らせる環境整備	生活困難者の自立支援	状態に応じたきめ細かな福祉サービスの提供	○生活困窮者自立支援事業や生活保護などによる自立支援	福祉課
			ひとり親家庭への自立支援	母子・父子自立支援員による相談や指導などの支援	○ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための福祉サービス提供や相談体制の強化	こども支援課
	在宅福祉サービスの充実		相談体制を強化し、ニーズを的確に把握することによるきめ細かな在宅サービスの提供	○障害福祉サービス事業や地域生活支援事業の提供 ○地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談支援の実施と、適切な在宅福祉サービスの提供	福祉課 健康長寿課	
	2 安全に暮らせる地域づくり	(1) 快適で安全に暮らすための環境整備	防災・防火・防犯への女性参画推進	女性消防団員のさらなる活躍	○結の故郷女性分団の活動の拡充と高齢者世帯への防火訪問などの地域に密着した活動の実施	消防本部
				自主防災組織の防災活動における男女共同参画の促進	○自主防災組織の防災訓練時などにおける女性の防災活動への積極的な参加の要請	防災防犯課
				女性や要配慮者の視点に立った避難所の運営体制の整備	○避難所における性犯罪防止やプライバシーの確保など、運営体制全般にわたり女性や要配慮者が安心して避難生活を送ることができる避難所運営 ○女性消防団員と連携した避難者支援体制の充実	防災防犯課 消防本部

基本目標	重点施策	施策の方向	施策の内容		実施事業	担当課
Ⅱ だれもが生き生きと暮らせる地域づくり	2 安全に暮らせる地域づくり	(2) あらゆる暴力の根絶	女性に対する暴力など人権侵害行為の根絶	民生委員・児童委員や地域福祉関係者との連携を図ることによる、DVなどの発見・通報支援体制の強化	○支援申請者の住民票などの交付制限 ○民生委員・児童委員による見守りと通報体制の強化並びに活動の支援 ○関係機関と連携し、学校での児童や生徒の異常の早期発見	市民生活・統計課 福祉課 教育総務課
			DVの防止対策	DVを未然に防ぐための啓発	○児童と女性については、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による支援とともに、児童相談所や奥越健康福祉センターなどの関係機関と連携した相談支援体制の強化 ○障がい者については、障害者相談支援センターや障がい者権利擁護センターと連携した相談支援体制の強化 ○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や高齢者虐待防止講演会などの開催 ○地域包括支援センターと関係機関が連携した相談支援体制の強化 ○介護者の状況把握体制整備による介護負担への早期対応	福祉課 こども支援課 健康長寿課
			セクシャル・ハラスメントや性犯罪防止対策	セクシャル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発 性犯罪を未然に防ぐための広報	○ふくい女性財団による地域連携講座や教育連携講座を活用した周知 ○警察をはじめとする関係機関と連携した広報や啓発活動の実施	総務課 産業政策課 総務課
			相談体制の強化	窓口設置による相談や支援体制の強化	○総務課を窓口として関係機関と連携し、市民からの相談に対応	総務課
			男女平等を推進する教育	男女が対等に生きる意識づくりや、家族と家庭生活を大切にす教育の取組	○道徳を中心とした各教科の授業や学級活動、クラブ活動などを通じての人権尊重の心情と態度の育成 ○小、中学校の保護者に対する子育て講座や家庭教育講座の開催	教育総務課 生涯学習・文化振興課
			男女共同参画の視点に立った進路指導	性別にとらわれない進路指導 性別にとらわれない職業意識の育成	○本人の希望や意思を尊重した進路相談の実施 ○広い分野における職場体験学習の実施などによる職業観の育成	教育総務課 教育総務課
			職員の意識深化	男女共同参画や人権教育の推進	○全職員に対する研修会の実施 ○保育士対象研修会での啓発活動の実施 ○教職研修会での人権に関する講演会の実施	総務課 こども支援課 教育総務課
Ⅲ 差別のない社会環境づくり	1 性別役割分担意識の払拭	(1) 男女共同参画教育の充実	人権問題の啓発	女性や性的マイノリティ(LGBTQ)などの人権問題に関する啓発	○公民館活動や地域行事を活用した人権啓発、人権ビデオの放映、イベントでのパネル展示の実施 ○保育所や児童センターでの人権紙芝居などの実施	総務課 生涯学習・文化振興課
			広がりを持った広報啓発	メディアを通じた啓発活動の強化 県や市の女性団体などと連携した広報と啓発	○広報おおのや新聞、テレビなどを活用しての啓発活動の実施 ○市ホームページなどを活用した県や女性団体などによる活動情報に関する広報の実施	秘書広報室 総務課
		(2) 男女の人権尊重と啓発の展開	国際的視野の育成	男女共同参画に関わる国際的な情報や取り組みの情報収集と提供	○公民館と連携し、ALTを活用した国際理解講座の実施	教育総務課 生涯学習・文化振興課

6 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第 78号)

改正 平成11年07月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき

社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下省略)

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本的施策等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第15条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条—第28条)
- 第6章 罰則(第29条—第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の

別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計

画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、そ

の結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準の適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行

動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認

めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する

実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下

「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

る。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(以下省略)

8 大野市男女共同参画推進条例

(平成18年3月27日条例第5号)

改正 平成23年3月28日条例第6号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第14条)

第3章 推進体制(第15条)

第4章 雑則(第16条)

附則

日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれている我が国は、個人が自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成を目指してきた。

1975年(昭和50年)にメキシコで開催された国際婦人年世界会議を契機として、男女平等に関する活動が世界的に広がり、我が国においても、女性の地位向上に向けた施策の充実がより図られるようになった。

そして、1999年(平成11年)、国は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等急速な社会経済情勢の変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会が実現できるよう社会のあらゆる分野における積極的な取組に着手した。

大野市においては、これまで、国等の取組と協調しつつ、男女共同参画社会の形成を目指し施策を推進してきた。しかし、男女の役割を決め付けるような地域の習慣が強く残っていることや夫婦共働きの割合が極めて高いことなどの地域性を背景として、性別による固定的な役割分担意識や差別などが解消されるまでには至っておらず、男女共同参画社会を実現するには多くの課題が残っている。

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、その能力を十分発揮できる社会のことであり、その実現は、社会におけるさまざまな課題の解決を可能にし、今後、地域を住みよく豊かにするための鍵である。

よって私たちは、市、市民及び事業者が一丸となり男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、大野市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において、事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者等に、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすことをいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が共に活動するあらゆる機会において、互いに等しく責任を担わなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、個々の特徴及び特性について互いに理解を深め、社会のあらゆる分野において、責任と役割を等しく分担するよう努めなければならない。

4 市民は、ドメスティック・バイオレンスを受けている者を発見した場合は、本人の意思を確認し、必要に応じて関係機関に通報するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に男女が対等に参画するよう努めるとともに、勤労者の職場と家庭における活動の両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等個人の尊厳を傷つける嫌がらせや暴力を行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等個人の尊厳を傷つける嫌がらせや暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女が対等に生きる意識づくりのための施策)

第10条 市は、男女が対等に生きる意識づくりを行うため、広報活動及び学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(個人の能力が適正に発揮できる環境づくりのための施策)

第11条 市は、個人の能力が適正に発揮できる環境づくりを行うため、家庭、労働、地域活動、政策方針決定等の場において、個々の能力に即しながら、男女が等しく携われる環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(男女が共に担う生活づくりのための施策)

第12条 市は、男女が共に担う生活づくりを行うため、育児及び介護の環境整備並びに安心で安全な生活ができる環境整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析その他の調査研究を行うものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するため、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を公表することができる。

(相談及び苦情の処理)

第14条 市長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する行為に関する相談窓口を設置し、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切な対応をするよう努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な対応をするよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

9 大野市男女共同参画推進委員会設置要綱

(平成12年6月1日告示第37号)

改正 平成14年7月1日告示第76号
平成15年4月1日告示第36号
平成17年3月31日告示第53号
平成18年4月1日告示第70号
平成19年3月28日告示第50号
平成22年3月31日告示第74号
平成25年3月26日告示第45号
平成26年3月25日告示第45号
令和元年10月8日告示第191号
令和3年3月31日告示第197号

(設置)

第1条 大野市男女共同参画推進条例(平成18年条例第5号)第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定及び実施するため、大野市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に提言する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

